

財政再建推進プラン

—都財政自主再建への道—

平成11年7月

東 京 都

計数については、原則として、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

目 次

I	はじめに	1
II	都財政の現状と今後の収支見通し.....	2
III	財政再建の基本的考え方.....	4
IV	具体的方策.....	6
1	内部努力	6
	(1) 給与関係費の削減.....	6
	(2) 管理事務費等の削減.....	8
	(3) 監理団体に対する財政支出の見直し.....	9
2	施策の見直し	11
	(1) 経常経費の見直し	11
	(2) 投資的経費の削減	12
3	歳入確保	13
	(1) 徴税努力.....	13
	(2) 受益者負担の適正化.....	14
	(3) 未利用財産の売却等.....	15
4	税財政制度の改善	16
	(1) 税源の移譲等.....	16
	(2) 財源調整措置の廃止.....	17
	(3) 法人事業税への外形標準課税の導入.....	18
V	財源確保の目標.....	19
VI	おわりに	20
	【別紙1】 バランスシート.....	21
	【別紙2】 11年度予算において一般財源充当額が5億円以上の事業.....	31



I はじめに

社会経済状況が大きく変化する中、都財政もまた自らの構造を改革し、新しい時代に適応する財政体質を確立することが求められている。

そのためには、これまでの制度や施策を聖域なく見直し、時代にそぐわなくなったシステムを時代に適合した柔軟で効率よいものに改めていかなければならない。

また、地方主権を確立するためには、税財政制度の改革を実現していく必要がある。

この「財政再建推進プラン」は、そうした取組を通じて、「財政再建団体」への転落を回避するとともに、財政の弾力性を回復させることを目標に策定するものであり、自主的な財政再建に向けての道筋を示すものである。

今後、都民、議会をはじめ、関係者及び関係団体等の理解と協力を得ながら、この計画を着実に実行に移し、財政構造改革に向けた取組を全庁を挙げて行っていく考えである。

Ⅱ 都財政の現状と今後の収支見通し

1 都財政の現状

- 10年度的一般会計決算の実質収支は、56年度以来18年ぶりに1,068億円の赤字となった。また、減収補てん債の発行や減債基金積立の一部見送り等の財源対策を講じなかった場合の実質的な赤字は、約3,500億円にも上る。
- バブル経済崩壊後の財政運営においては、税収が大きく落ち込む中であつて、都債の積極的な活用や基金の取崩し等により歳出水準を維持してきた。その後、財政健全化に取り組み、歳出削減に努めてきたが、今日、結果として都債残高は11年度末で7兆円を超える規模にまで急増するとともに、基金もほとんど底をつき、今後これまでのような財政運営を続けることは困難な状況にある。
- 今後の財政状況を見ると、歳出の中には、人口構成の変化による対象者数の増など、構造的要因によって確実に増えていく経費や、公債費のように今後急増が見込まれる経費があるため、税収の伸びに大きく期待できない中、状況はさらに厳しくなるものと予想される。
- こうした中で、都の資産と負債の全体像を明らかにするために、都独自のバランスシートをとりまとめた。内容は【別紙1】のとおりであるが、今後、その内容についてさらに精査を重ね、財務体質の分析など有効活用を図っていく。

2 今後の財政収支の見通し

- 現在の都財政を取り巻く環境を見ると、景気は依然として厳しい状況にあるものの、最近に至りやや改善の兆しも見えてきている。
- こうした状況を加味し、11年度予算をもとに都税収入の伸びなどを織り込み、改めて今後の財政収支の見通しを行った。
それによると財政再建の方策を講じない場合、毎年、6,200億円から7,000億円の巨額の財源不足が見込まれる。

《財政収支見通し》

(単位：億円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度
歳 入	58,800	59,200	60,000	60,800
都 税	38,700	39,100	39,900	40,700
地方特例交付金	1,300	1,300	1,300	1,300
都 債	5,000	5,000	5,000	5,000
その他の歳入	13,800	13,800	13,800	13,800
歳 出	65,000	66,200	66,900	67,100
一般歳出	50,000	50,400	50,600	51,000
經常経費	40,900	41,300	41,500	41,900
給与関係費	18,900	19,000	19,000	19,200
その他の經常経費	22,000	22,300	22,500	22,700
投資的経費	9,100	9,100	9,100	9,100
公債費	6,500	7,200	7,500	7,200
税連動経費	8,500	8,600	8,800	8,900
差引過不足額	△ 6,200	△ 7,000	△ 6,900	△ 6,300

【試算の条件】

- 1 都税及び税連動経費は、伸び率を12年度0.5%、13年度1.0%、14年度以降2.0%とし、11年度の税制改正の影響を反映した。
- 2 地方特例交付金は、11年度予算を基とし、平年度化を反映した。
- 3 都債は、11年度予算から退職手当債、財政健全化債を除き同水準とし、これに税制改正による影響を反映した。
- 4 その他の歳入は、11年度予算から他会計借入金及び社会資本等整備基金繰入金を減額した上、同水準とした。
- 5 給与関係費は、別途算出した退職手当の増を見込んだ。
- 6 その他の經常経費は、他会計借入金返還金のほか、構造的要因による当然増経費として毎年度100億円を見込んだ。
- 7 投資的経費は、11年度予算と同水準とした。
- 8 公債費は、所要の経費を別途算定した。
- 9 都区制度改革の影響については、見込んでいない。

Ⅲ 財政再建の基本的考え方

1 財政再建の目的

東京の活力の再生をめざし、新たな施策展開を行いうる強固で弾力的な財政体質を確立する。

- ・ そのため、都財政の構造を改革し、そうした取組を進める中で「財政再建団体」への転落を回避するとともに、巨額の財源不足を解消する。
- ・ 同時に、時代状況の変化する中、これまでの施策を見直すとともに、再構築を行い、新たな都民ニーズに的確に対応する。

2 基本的視点

財政再建を行う上では、次のような基本的視点に立って、財政構造改革に取り組む。

- ・ 財政の関与すべき分野や守備範囲を見直し、民間又は国及び区市町村との役割分担の明確化を図る。
- ・ 新しい課題への的確な対応を図るため、聖域なしに施策の選択・再構築を行う。
- ・ それらにふさわしいスリムで効率的な執行体制を確立する。
- ・ 地方主権を確立する視点から、税財政制度の改善を図る。

3 「財政再建推進プラン」の策定

(1) 位置付け

この「財政再建推進プラン」は、財政構造の転換を通じた自主的な財政再建に向けて、その重要な第1段階の道筋を明らかにするものである。

(2) 計画期間

12年度から15年度までの4か年とする。

(3) 目標

財政構造改革に取り組む中で、
第1に、「財政再建団体」への転落を回避するとともに、15年度までに巨額の財源不足を解消すること。

第2に、「経常収支比率」を15年度までに当面90%以下の水準に引き下げること。

(注) 「経常収支比率」とは、普通会計決算における財政構造の弾力性、健全性を表す総合的な指標であり、一般に80%程度が望ましいとされている。

(4) 内容

- 内部努力のさらなる徹底
 - ・ 給与関係費の削減
 - ・ 管理事務費等の削減
 - ・ 監理団体に対する財政支出の見直し
- 施策の見直し
 - ・ 経常経費の見直し
 - ・ 投資的経費の削減
- 歳入確保
 - ・ 徴税努力
 - ・ 受益者負担の適正化
 - ・ 未利用財産の売却等
- 税財政制度の改善
 - ・ 税源の移譲等
 - ・ 財源調整措置の廃止
 - ・ 法人事業税への外形標準課税の導入

(5) 今後の対応

- 本計画について、都民、議会をはじめ、広く意見を求めていく。
- 本計画を確実に実行するため、今後、必要に応じ具体的な実施に向けての方策を明らかにする。
- 社会経済状況の変化などに対応するため、本計画の適時適切な改定を行う。

(6) その他

12年度から14年度までの間においては、引き続き財源不足が生じ、これに対応するため臨時的・時限的な、いわば「つなぎ」ともいえる財源対策を講じる必要がある。

IV 具体的方策

1 内部努力

目標額 1,600億円

最小のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、給与関係費、管理事務費などについて、なお一層の効率化・合理化を図るとともに、業務の効率化や経費の節減など可能な限りの行政コストの縮減を行うことにより、都自らの内部努力を徹底する。

(1) 給与関係費の削減

目標額 500億円

【臨時的方策は目標額に含めていない】

- 給与関係費は歳出総額の約3割、一般財源の約4割を占めており、その総額は、毎年度職員定数の削減を行う中であっても、給与改定や職員の平均年齢上昇による給与関係費の増嵩が定数削減効果を上回っていたため、増加を続けてきた。
- また、職員の年齢構成を見ると、52歳前後に大きな山があるため、少なくとも19年度までは平均年齢は上昇を続け、それにつれて給与関係費も増加を続けると予想される。
- 給与関係費の削減に向けて、これまでとは異なる思い切った取組が求められており、職員定数減などにより給与関係費の削減を行うとともに、給与の時限的措置を講じる必要がある。
- 今後、任用・給与制度全体の見直しを進める中で、給与関係費のより適正な配分などを行っていく。

(職員定数の削減)

- 都は、これまで数次にわたる行政改革に取り組んできたが、財政再建に向けたさらなる内部努力の一環として、12年度から15年度の4年間で、5,000人程度の職員定数を削減する。(ただし、12年4月の清掃事業の特別区移管にかかる定数減は含まない。)

- 定数削減に当たっては、事務事業の見直しを行い、組織の効率化に努める。また、これに伴い、計画期間中の職員の新規採用を抑制していく。

(給与の削減)

- 都職員の給与は、人事委員会勧告制度により決められているが、都は、これまで給与制度の改正を通して給与水準の不断の見直しを行ってきた。昨年度においては、給与改定の1年凍結を実施したところである。

危機に直面した都財政の再建に当たり、給与削減の時限的措置について、次のような検討を進める。なお、人事委員会勧告については慎重に検討する。

- ・ 期末・勤勉手当の一部削減
- ・ 給料の一部削減
- ・ 管理職手当の一部削減 等

(2) 管理事務費等の削減

目標額 600億円

- 施設の維持管理費や事務経費などの管理事務費については、これまでも厳しい削減を行ってきたところであるが、より効率的な執行体制の確立など、なお一層の削減を図っていく必要がある。
- 施設の維持管理費や事務経費などの徹底した節減を行うことによって、15年度までに一般財源ベースで11年度予算額の30%削減を目標とする。
- そのため、計画期間中、原則として事務用備品の購入は行わないこととする。また、消耗品の購入や印刷製本費、通信運搬費については、引き続き節減に努める。

海外研修については、引き続き原則として休止とし、海外出張や管外出張についても必要最小限とする。

建物維持管理費については、管理方法、委託方法を見直すとともに、なお一層の節減を図る。

OA経費については、システムの新規開発は凍結し、既存システムについても、ダウンサイジングやアウトソーシング等により一層の維持経費節減に努める。

- 監理団体については、9年度に経営評価制度を導入するなど、団体の経営責任を明確にするとともに、監理団体に対する適切な指導監督に資する仕組みを構築してきたところであるが、現状では、
 - ・ 設立趣旨やそのメリットが活かされているか
 - ・ 都の財政支援に大きく依存した団体運営をしていないか
 - ・ 団体の給与水準が適正かなどの点において問題点が見られることから、さらなる自律的経営を促進していかなければならない。
- 監理団体については、団体活用の原点に立ち返り、費用対効果の検証をはじめ、経営的視点に立った総点検を実施するとともに、抜本的な見直しを行い、15年度までに一般財源ベースで都からの財政支出額の30%削減を目標とする。

(監理団体の廃止・統合等)

- 団体設立当初の目的・趣旨と現状との検証を行い、団体の廃止、縮小、統合（再編）等を検討する。

同時に、団体が行っている事務事業について、事業の存廃・事業実施の方法を含めて妥当かどうかの検証を行う。検証に当たっては、次のような視点に基づき行う。

 - ・ 財政支出に対する費用対効果の検証
 - ・ 団体経営の自主・自律性の確立
 - ・ 効率的・弾力的な事業執行体制の確立
 - ・ 職員のインセンティブに資する人事・給与制度の確立
 - ・ 経営評価制度の実効性の向上

(監理団体の職員定数及び人事・給与制度の適正化)

- 都の適切な指導監督の下、各監理団体は自らの経営責任において、事業執行の徹底的な効率化を図るため、都派遣職員を含む団体職員定数及び常勤役員数の削減目標を設定する。
- 団体職員及び役員に関する人事・給与（報酬）制度を各監理団体の経営状況等に見合った適正な制度となるよう見直すとともに、都の給与の見直しに応じた対応をする。

(監理団体に対する財政支出の適正化)

- 監理団体への委託事業については、都が直接執行する場合と比べ費用が相当程度下回るよう財政支出を見直す。
 - ・ 事業委託の必要性及び委託先についての見直し
 - ・ 委託料支出の範囲及び積算方法の見直し
 - ・ 利用料金制の拡大や事業収益の充当

- 監理団体に対する補助については、必要最小限となるよう財政支出を見直す。
 - ・ 補助対象自主事業の事業内容の見直し
 - ・ 民間資金の活用や民間企業等との共同による事業実施
 - ・ 定額補助制度の拡大
 - ・ 補助人件費の標準額方式への転換

《監理団体に対する財政支出の状況》

(単位：億円)

区 分	11予算	10予算	増減額	9 予算
合 計	2,741	2,716	25	2,767
補 助	867	850	16	886
貸 付	459	529	△ 71	411
委 託	1,416	1,337	79	1,470

2 施策の見直し

目標額 2,400億円

- すべての施策及びその実施体制について、事業効果の評価に留意しつつ、次の視点に立ってあらゆる角度から精査、点検を行い、新たな都民ニーズに的確に対応するため、施策の再構築を行っていく。
 - ・ 施策及びサービス提供方法の時代変化への適合
 - ・ 民間又は国及び区市町村との役割分担の明確化
 - ・ 事業効果と財政負担の均衡の確保
 - ・ 行政コストの最小化
- 特に、一般財源の充当額の大きい事業について重点的に見直しを図る。そのことが、結果として、財源確保にも資するものである。
- 11年度予算において一般財源充当額が5億円以上の事業は、【別紙2】のとおりである。

(1) 経常経費の見直し

目標額 1,800億円

- 経常経費については、8年度に策定した「財政健全化計画」に基づき、今日的視点から、事務事業の必要性、緊急性を検討し、見直しに取り組んできたところであるが、新しい時代の要請に即した十分な見直しが行われたと言える状況にはない。
- 今後、すべての施策について、事業の存廃を含め根本的な見直しを行い、必要な再構築を行っていく。
- 施策の見直し、再構築を進める中で、経常経費を15年度までに一般財源ベースで11年度予算額の20%削減することを目標として経費の圧縮に取り組む。

(2) 投資的経費の削減

目標額 600億円

- 投資的経費については、近年見直しを行ってきた結果、11年度予算ではピークであった4年度に比べ半分以下の水準まで減少したが、今日の財政状況に鑑みて、さらに削減を行う必要がある。
- 投資的経費を15年度までに一般財源ベースで11年度予算額の30%減に抑制する。
- そのため、より一層の事業の重点化を進める。

事業量確保の観点から、国庫支出金の獲得に努め、国庫補助事業の割合を高めるとともに、建築・土木コストの一層の削減を進める。

用地の新規取得については、その必要性を十分検討しながら、可能な限り抑制する。

大規模施設の新規建設は行わないこととするとともに、継続事業についても事業の進捗度に応じて、着工の先送りや規模の縮小を行っていく。その他の施設の新築については、原則停止とし、改築についても事業の緊急性や必要性等を考慮の上、必要最小限にとどめる。

PFIなどの民間主導による公的施設の建設等の方策について、引き続き検討を行う。

《投資的経費の比較（一般会計予算）》

(単位：億円)

区 分	11 年 度		4 年 度		増 減 額	増 減 率
		構成比		構成比		
投資的経費	9,074	100%	19,993	100%	△10,919	△55%
補助事業	3,336	37%	2,809	14%	527	19%
単独事業	5,738	63%	17,183	86%	△11,445	△67%

(注) 単独事業には、国直轄事業負担金を含む。

3 歳入確保

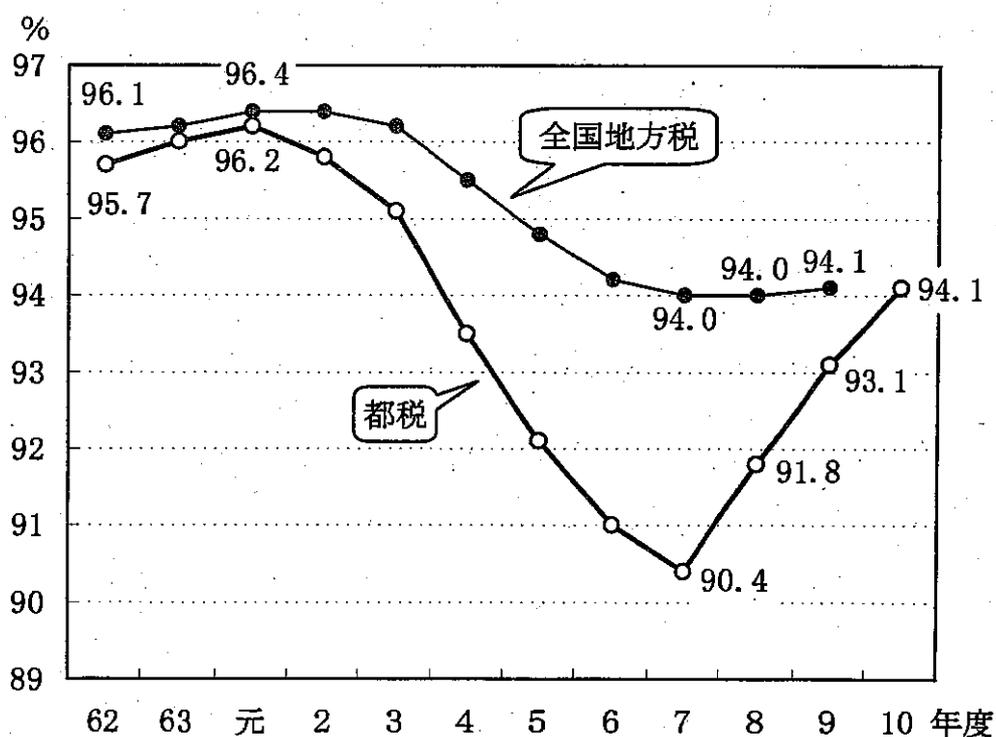
目標額 550億円

(1) 徴税努力

目標額 400億円

- 都税の徴収率については、8年度の「財政健全化計画」により、91%から94%に引き上げることを目標に取組を行い、10年度において目標を達成したところであるが、引き続き徴収の確保に努めなければならない。
- 徴収率の向上に努め、15年度までに徴収率を95%に引き上げる。

《都税徴収率の推移》



- 使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から見直しに取り組んできたが、料額設定において原価との乖離が大きく、住民間の負担の公平性を欠くものが現行においても少なくない。
また、使用料・手数料の創設時や改定時に、政策的配慮等から特別な措置として減免措置が設けられたものがあるが、制度として時代状況に合わなくなったものや、受益者間の負担の公平を確保する観点から見直しが必要なものもある。
- 使用料等については、利用者の負担とすべき経費の精査を行った上で、原則として経費と料金収入の均衡を確保するよう、適正な料額を設定する。
- 国や他団体と同種のサービスを提供しているものについては、それらとの均衡を勘案の上、料額を設定する。
- 都民利用施設の使用料についても、最大限の経営努力を行った上で、原価計算に基づいた料額設定を行い、収支の著しい不均衡を是正していく。
また、事業の必要性等を考慮しつつ、施設の廃止、休止、民営化を含めてそのあり方を検討する。
- 減免措置については、生活保護法における被保護者や災害の被災者など、客観的な基準に基づくものに限定する観点から、整理や見直しを行っていく。

(3) 未利用財産の売却等

【臨時の方策】

- 都では、利用予定のない都有財産について、既に公募抽選や一般競争入札による売払いを促進している。しかし、地価の下落傾向が続き、景気低迷が長引く中で、必ずしも計画どおり売却が進んでいる状況にはない。
- 都有財産のうち利用計画が具体化しないまま保有されている土地などについて、改めて全庁的に精査を行い、売却等が可能な財産については、民間委託も利用しつつ、積極的な売払いや有効活用を図っていく。
- 利用予定のある財産等についても、恒久的利用が始まるまでの間、積極的に暫定利用を行う。
- 都有財産の売却などの臨時的な収入は、「財政再建推進プラン」の計画期間中における財源不足の補てん財源として活用する。

4 税財政制度の改善

目標額 1,750億円

(1) 税源の移譲等

目標額 1,500億円

- 国と地方の租税負担の割合は、国税6、地方税4となっているのに対して、歳出ベースでは、国4、地方6となっており、税の入口と出口で比率が逆転している。

これは、国から地方へ、地方交付税や国庫補助金などの形で国税の再配分が行われていることによるものであり、地方自治体の財政運営は、国からの移転財源に大きく依存することを余儀なくされている。

地方主権を確立し、自主財源による自立した財政運営を実現するためには、制度の抜本的改革によって税源配分を見直す必要がある。

- 消費税や所得税の移譲を、他の道府県や区市町村とも連携しながら、国に対し強く働きかける。また、事業所税などの大都市税源の充実や、租税特別措置の縮減を求めていく。

〈税源移譲の試算〉

- ・ 消費税5%の国と地方の配分割合を、4対1から3対2に変更した場合
(11年度予算ベース)

東京都	約1,500億円
区市町村	約1,500億円
全国ベース	約2兆5,000億円

- ・ 所得税(国)と住民税(地方)の割合を64対36から50対50に変更した場合
(11年度予算ベース)

東京都	約1,400億円
区市町村	約3,900億円
全国ベース	約3兆4,000億円

(2) 財源調整措置の廃止

目標額 250億円

- 都は、地方交付税算定上の財源超過団体であることをもって「富裕団体」とみなされ、義務教育教職員給与費等国庫負担金等の減額措置を受けている。これらの財源調整措置は、地方自治体間の財源格差の是正としての地方交付税の不交付に加えていわば二重の財源調整を行うものであり、合理性に欠けるものである。
- 国に対して、財源調整措置を直ちに廃止するよう強く働きかける。

《地方交付税の不交付を理由として都が受けている財源調整額》

(単位：億円)

区 分	6決算	7決算	8決算	9決算	10予算	11予算
義務教育教職員給与費等国庫負担金	267	238	212	235	187	188
地方道路譲与税	39	40	38	38	39	40
中央卸売市場施設整備費補助金	20	18	5	3	7	7
その他の	3	2	1	1	1	1
合 計	329	299	255	276	234	236

(注) 義務教育教職員給与費等国庫負担金

義務教育教職員給与費等については、所要額の2分の1を国が負担することとされている。国庫負担金の算定に当たり、一般県では原則として「定員実額」方式が適用されているのに対し、地方交付税の不交付団体である都は、実額より低い「定員定額」方式が適用されている。特に、退職手当については、一般県方式で算定した額と比較すると、8割以上も抑制されている。

(3) 法人事業税への外形標準課税の導入

- 法人事業税の課税標準は、電気供給業等を除き、所得金額とされていることから、法人事業税収は、景気に左右されやすく不安定なものとなっている。
また、事業税は、応益税としての性格から、法人の事業規模や活動量等に応じて課税すべきものと考えられているが、現行の税制の下では、いわゆる赤字法人は、法人事業税を負担していない。
- 税収の安定的確保等の観点に立ち、中小法人の負担に配慮しつつ、法人事業税への外形標準課税の導入を、他団体と連携を図りながら、国に対して強く働きかける。

《法人事業税の推移（東京都）》

(単位：億円、%)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
税 額	14,811	11,707	9,722	8,495	8,445	10,724	9,868	9,297
伸び率	0.5	△21.0	△17.0	△12.6	△0.6	27.0	△8.0	△5.8

(注1) 税額は、決算額である。

(注2) 8年度には、住専処理関連の有税償却に伴う増収分(1,938億円)が含まれており、これを除いた伸び率は4.0%である。

《欠損法人割合（東京都 9年度）》

利益計上法人	欠 損 法 人	法 人 数 計	欠損法人割合
社	社	社	%
165,338	364,758	530,096	68.8

V 財源確保の目標

- 以上のような財政再建の取組を確実に実施することにより、15年度には、合計6,300億円の財源を確保することを目標とする。
- 12年度から14年度までの各年度においては、所要の財源対策を講じ、財源不足の補てんを行う必要がある。また、10年度決算における実質収支の赤字1,068億円についても、臨時的方策によって補てんしていく必要がある。
- しかし、臨時的な財源対策には多くを望めないため、財政再建の取組を可能な限り着実かつ速やかに実施する。

〈財源確保の目標〉

(単位：億円)

区 分	目 標 額 (一般財源ベース)	備 考
内部努力	1,600	
給与関係費の削減	500	職員定数減等
管理事務費等の削減	600	マイナスシーリング△30%
監理団体に対する財政支出の見直し	500	事業の見直しなどにより△30%
施策の見直し	2,400	
経常経費の見直し	1,800	事業の見直しなどにより△20%
投資的経費の削減	600	事業の見直しなどにより△30%
歳入確保	550	
徴税努力	400	徴収率 94.1%→95%
受益者負担の適正化	150	
税財政制度の改善	1,750	
税源の移譲等	1,500	
財源調整措置の廃止	250	
合 計	6,300	

VI おわりに

今日の厳しい財政状況を克服し、財政再建を成し遂げるためには、何よりもまず本計画で示した方策を確実に実行していくことが不可欠である。

本計画で示した各種方策については、都民や議会をはじめ広く意見を聞きながら、今後さらに検討を進めるとともに、必要に応じ具体的な実施方策を明らかにし、12年度以降の予算に反映させていくこととする。また、本計画は、社会経済状況などの変化に対応するため、適時適切に改定を行っていく。

財政再建の取組は、この計画だけで終わるわけではない。将来にわたって、新たな都民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる強固で弾力的な財政体質を確立するためには、ここで示した考え方を踏まえ、全庁を挙げたさらなる取組が必要である。

【別紙 1】

バ ラ ン ス シ ー ト

バランスシート

バランスシートの作成は、資産・負債等の状況を明らかにするとともに、財政状況の分析に活用することを目的としている。

今回、その第一段階として、一定の条件を設定した上で、それぞれの目的に応じた「パターン1」及び「パターン2」の2つの形式のバランスシートを作成した。

●対象範囲等

○対象範囲

- ・ 普通会計を対象とした。

○基礎数値

- ・ 原則として、決算情報及び公有財産台帳の価格など、既存のデータを編集・加工して用いた。

○基準日

- ・ 10年3月31日時点を基準としつつ、4月1日から5月末日まで(出納整理期間)の入出金を取り込んだ。

○勘定科目

- ・ 企業会計における一般的な勘定科目を参考にしつつ、より公会計の実状に合った勘定科目とした。

○流動性配列法の適用

- ・ 資産及び負債の項目の配列は、流動性配列法を適用した。

○一年基準の適用

- ・ 流動、固定の区分については、一年基準を適用した。

○資産と負債との差額の取扱い

- ・ 公会計において、資産と負債の差額(「資本」又は「正味財産」)は、過去の税や国庫補助金等が蓄積された部分であると考えられるが、地方自治体には企業会計における「資本」という概念がなじまないため、今回は、あえて項目を設けず、「資産の部」と「負債の部」の対照にとどめることとした。

●目的に応じたパターン

- 今後の有効活用を図る観点から、2つのバランスシートを作成した。

パターン1 … 固定資産について、原則として公有財産台帳に登載されたすべての資産を計上し、資産と負債の全体像を示す。

パターン2 … 固定資産には、「普通財産等」「投資等」のように、制度的に売却等により活用することが可能な資産を計上し、財政分析の観点からの資産と負債のバランスを示す。

●勘定科目の設定とその内容

<資産の部>

○現金預金

- ・ 翌年度に繰り越した余剰金（形式収支の黒字）を計上した。

○収入未済額

- ・ 都税や使用料等の収入未済額を計上した。

○未収金

- ・ 繰越事業の財源としての国庫支出金等の収入見込額を計上した。

○引当金

- ・ 収入未済額のうち、回収不能見積額をマイナス計上する。
- ・ 貸付金のうち、返済免除制度の適用を受ける見積額をマイナス計上する。
- ・ ただし別途調査が必要であり、今回はいずれも計上していない。

○財政調整基金（年度間の財源調整を図るための基金）

- ・ 基金については、「現金」「有価証券」などの運用形態による区分をせず、「基金」という勘定科目を設けて整理した。

○行政財産（公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産）

普通財産（それ以外の財産）

- ・ 公有財産台帳の範囲を基本とした。
- ・ 固定資産の価格については、取得価格を基本とし、償却資産については減価償却を行うことを原則とするが、価格の精査に時間を要することから、今回は公有財産台帳の価格をそのまま計上した。
なお、公有財産台帳の価格については、3年毎に適正な時価をもって評定した価格により改定することが原則となっており、例えば、土地にあつては、基準地価格対前年地価変動率等により算定した改定倍率を乗じ、建物にあつては、定額法により減価償却を行い、それに標準建築費の変動を基に算定した改定倍率を乗じて改定している。
- ・ 国、他県に対する建設事業負担金や市町村、民間に対する建設事業補助金による資産形成分については計上しない。
- ・ 道路・橋りょうについては、公有財産台帳に登載されていないが、固定資産の一つとなりうるものであるため、昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業費を累計して推計し、欄外に記載した。
- ・ 無形財産については、台帳に基づき、地上権等を計上した。

○その他固定資産

- ・ 公有財産台帳に登載されていない車輛などの物品について、その取扱いを検討中であり、今回は計上していない。

○建設仮勘定

- ・ 施設建設等のために支出した金額について、完成までの間一時的に処理するため計上することとなるが、別途調査が必要であり、今回は計上していない。

○有価証券

- ・ 公有財産台帳に基づき、株券等を取得価格で計上した。

○貸付金

- ・ 貸付金の年度末残高を計上した。なお、免除見込額を引当計上することを前提に、返済免除制度のある貸付金も計上した。
- ・ なお、一年基準を適用するためには、別途調査を実施する必要があるため、今回は、固定資産の長期貸付金として一括計上した。

○保証金（建物等を賃借する際に差し入れた保証金等）

- ・ 保証金の年度末残高を計上した。

○その他の基金

- ・ 「財政調整基金」を除く各種基金の年度末残高を計上した。

○その他の投資等

- ・ 不動産の信託の受益権を計上した。

○繰延勘定（支出の効果が次年度以降に及ぶもの）

- ・ 都債発行差金を繰延勘定として計上し、償還までの年数で除して均等償却した。

<負債の部>

○還付未済金

- ・ 都税や使用料等の還付未済金を計上した。

○未払金（複数年度にわたる工事等に係る翌年度以降の支出予定額など）

- ・ 「債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）」「繰越事業」「支払繰延」を計上した。

○仮受金

- ・ 繰越事業に充当する収入済の特定財源を計上した。

○借入金

- ・ 都債については、減税補てん債を含め、すべての都債の残高を計上した。
- ・ 借入金については、中央卸売市場会計、羽田沖埋立事業会計からの借入金を計上した。

○退職給与引当金

- ・ 当年度に、全職員が自己都合で退職する場合、必要となる退職金の全額を計上した。
- ・ 算出に当たっては、職員の平均給料月額に平均勤続年数から算定した普通退職の退職手当支給率と、普通会計の範囲に相当する職員数を乗じた。

<パターン1>

バ ラ ン ス シ ー ト

平成9年度末現在

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,526	流動負債	5,518
現金預金	1,055	還付未済金	44
収入未済額	3,179	未払金	3,406
未収金	282	債務負担行為	2,085
繰越事業	282	繰越事業	1,278
財政調整基金	10	支払繰延	43
		仮受金	16
固定資産	162,757	繰越事業	16
行政財産	120,131	短期借入金	2,052
有形財産	120,071	都 債	2,052
建物	40,078		
構築物	8,696	固定負債	95,176
立木	124	長期未払金	13,491
船舶・航空機	102	債務負担行為	13,491
浮標、浮さん橋等	51	長期借入金	67,435
土地	71,020	都 債	66,535
無形財産	60	他会計借入金	900
地上権等	60	退職給与引当金	14,249
普通財産	12,336		
有形財産	12,332		
建物	4,128		
構築物	223		
立木	4		
船舶・航空機	9		
土地	7,968		
無形財産	4		
地上権等	4		
投資等	30,290		
有価証券	1,246		
長期貸付金	17,631		
差入保証金	76		
その他の基金	9,675		
減債基金	1,932		
元本取崩型基金	1,762		
果実活用型基金	662		
その他の特定目的基金(災害救助基金等)	427		
定額運用基金(区市町村振興基金等)	4,892		
その他の投資等	1,662		
繰延勘定	157		
都債発行差金	157		
資産の部 計	167,440	負債の部 計	100,693

※ 道路・橋りょうに係る資産(累積投資額)：6兆5,280億円

<パターン2>

バ ラ ン ス シ ー ト

平成9年度末現在

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,526	流動負債	5,518
現金預金	1,055	還付未済金	44
収入未済額	3,179	未払金	3,406
未収金	282	仮受金	16
財政調整基金	10	短期借入金	2,052
固定資産	42,626	固定負債	95,176
普通財産	12,336	長期未払金	13,491
有形財産	12,332	長期借入金	67,435
無形財産	4	退職給与引当金	14,249
投資等	30,290		
有価証券	1,246		
長期貸付金	17,631		
差入保証金	76		
その他の基金	9,675		
その他の投資等	1,662		
繰延勘定	157		
都債発行差金	157		
資産の部 計	47,309	負債の部 計	100,693

●今回作成したバランスシートの課題

今回のバランスシートについては、引き続き検討を進め、その精度等を高めていく必要がある。

また、バランスシートをより有効に活用していくための方策を、さらに研究していく必要がある。

<精度向上等に向けての課題>

○「資本の部」の取扱い

- ・ 過去の税や国庫補助金等が蓄積された部分であると考えられるが、公会計においては、企業会計上の「資本」という概念が存在しないため、項目の設置も含め、その取扱いを検討する必要がある。

○固定資産の計上範囲

<パターン1>

- ・ 公有財産台帳に登載されていない「道路・橋りょう」や「車輛等の物品」について、その取扱いを検討する必要がある。
- ・ 今回のバランスシートに計上しなかった「特許等」などの無形財産についても、その取扱いを検討する必要がある。

<パターン2>

- ・ 普通財産が必ずしも管理・処分によって収益が生じる活用可能な資産であるとはいえないため、固定資産の計上範囲を活用の可能性という観点から精査する必要がある。

○固定資産の計上価格

- ・ 取得価格について、調査・把握する必要がある。
- ・ 償却資産については、償却方法を検討の上、減価償却を行う必要がある。
- ・ 財政分析の観点から資産と負債のバランスを示すため、「パターン2」の場合には、売却によって活用する資産などについて、時価評価を行うことを検討する必要がある。

○引当金の算出

- ・ 返済免除制度のある貸付金に対する引当金を計上するため、過去の経験値に基づき、貸付金残高に対する免除額を見積る必要がある。

○負債の計上範囲

- ・ 将来的に財政負担となる可能性のあるもの、例えば、損失補償及び保証契約等に係る債務負担行為などの計上について、さらに検討する必要がある。

<有効活用に向けての研究課題>

○対象範囲の拡大等

- ・ 普通会計以外の会計や第三セクターなどを合わせた、都全体のバランスシートの作成
- ・ コスト等の分析に用いるため、個々の施策や施設に着目したバランスシートの作成

○バランスシート以外の財務諸表の作成

- ・ 財政状況を総合的に分析するため、損益計算書にあたる財務諸表の作成

○年度間の分析

- ・ 財政状況の経年的な分析を行うための仕組みづくり

【別紙 2】

11年度予算において一般財源充当額が
5億円以上の事業

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																														
私立学校経常費補助 (昭和53年度) 総務局	117,923 (104,453)	<p>○ 教育条件の維持向上、経営の健全化及び保護者負担の軽減を目的とした、私立学校法人に対する人件費を含む経常費の補助</p> <p>都の補助金算定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校、中学校、小学校 標準的運営費の1/2 ・幼稚園 標準的運営費の48% <p>▼生徒一人当たりの補助額比較(年額・9年度実績)(円)</p> <table border="1" data-bbox="730 678 1361 999"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>高等学校</th> <th>中学校</th> <th>小学校</th> <th>幼稚園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>351,884</td> <td>304,728</td> <td>260,506</td> <td>152,776</td> </tr> <tr> <td>国基準</td> <td>236,690</td> <td>227,200</td> <td>227,200</td> <td>117,030</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>260,516</td> <td>223,019</td> <td>215,476</td> <td>138,103</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>274,100</td> <td>227,680</td> <td>227,680</td> <td>136,896</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>244,410</td> <td>199,212</td> <td>201,591</td> <td>105,995</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 都県の補助額は、補助金交付総額を児童・生徒の実員総数で除したもの</p> <p>* 国基準は9年度予算の国庫補助単価+地方交付税単価</p>	区分	高等学校	中学校	小学校	幼稚園	東京都	351,884	304,728	260,506	152,776	国基準	236,690	227,200	227,200	117,030	埼玉県	260,516	223,019	215,476	138,103	千葉県	274,100	227,680	227,680	136,896	神奈川県	244,410	199,212	201,591	105,995
区分	高等学校	中学校	小学校	幼稚園																												
東京都	351,884	304,728	260,506	152,776																												
国基準	236,690	227,200	227,200	117,030																												
埼玉県	260,516	223,019	215,476	138,103																												
千葉県	274,100	227,680	227,680	136,896																												
神奈川県	244,410	199,212	201,591	105,995																												
私立高等学校等特別奨学金補助 (昭和48年度) 総務局	2,359 (2,359)	<p>○ 私立高校等の授業料負担の軽減を図るための補助</p> <p>▼生徒一人当たりの補助額比較(年額・10年度実績)(円)</p> <table border="1" data-bbox="592 1429 1361 1823"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>生活保護世帯</th> <th>住民税非課税世帯等</th> <th>所得が一定基準以下の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>164,000</td> <td>123,000</td> <td>83,000</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>108,000</td> <td>108,000</td> <td>36,000～54,000</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>授業料の全額免除</td> <td>全額～2/3免除</td> <td>補助なし</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>153,000</td> <td colspan="2">30,000～78,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 都の所得基準(10年度実績) 《4人世帯で年収7,600千円程度以下》</p>	区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯等	所得が一定基準以下の世帯	東京都	164,000	123,000	83,000	埼玉県	108,000	108,000	36,000～54,000	千葉県	授業料の全額免除	全額～2/3免除	補助なし	神奈川県	153,000	30,000～78,000											
区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯等	所得が一定基準以下の世帯																													
東京都	164,000	123,000	83,000																													
埼玉県	108,000	108,000	36,000～54,000																													
千葉県	授業料の全額免除	全額～2/3免除	補助なし																													
神奈川県	153,000	30,000～78,000																														

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等										
私立専修学校教育振興費補助 (昭和59年度) 総務局	680 (680)	○ 専修学校高等課程の設置者に対する運営費の補助 生徒一人当たりの補助額 (10年度実績) 学校法人立 169,385円 個人立等 56,969円 *補助総額を生徒総数で除したもの										
私立幼稚園教育振興事業費補助 (昭和62年度) 総務局	3,663 (3,663)	○ 学校法人立以外の幼稚園 (私立学校経常費補助対象外の認可幼稚園) に対する運営費の補助 ・補助額 経常費補助の1/3 ▼園児一人当たりの補助額比較 (年額・9年度実績) (円) <table border="1" data-bbox="751 1126 1382 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>東京都</th> <th>埼玉県</th> <th>千葉県</th> <th>神奈川県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 助 額</td> <td>55,180</td> <td>38,350</td> <td>37,235</td> <td>23,900</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	補 助 額	55,180	38,350	37,235	23,900
区 分	東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県								
補 助 額	55,180	38,350	37,235	23,900								
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 (昭和47年度) 総務局	5,399 (5,399)	○ 区市町村の行う私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業に対する補助 ○ 都の補助額は世帯の所得に応じ次のとおり ・生活保護、住民税非課税世帯 74,400円/年 ・所得が一定基準以下の世帯 54,000円/年 所得基準 (10年度実績) 《4人世帯で年収 7,300千円程度以下》 ▼他団体の状況 (10年度実績) ・実 施 2府5県 ・埼玉県の補助内容 3～5歳児に対し 6,000円/年										

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等												
私立学校教職員共済費補助等 (昭和29年度) 総務局	5,465 (5,465)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立学校教職員共済費補助 日本私立学校振興・共済事業団に加入する私立学校教職員及び私立学校設置者の長期給付事業の掛金負担を軽減するための補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 日本私立学校振興・共済事業団 ・補助額 教職員の標準給与月額の 8/1,000 ○ 私立学校退職手当補助 (社)東京都私学退職金社団に加入する私立学校設置者等の掛金負担を軽減するための補助 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 (社)東京都私学退職金社団 ・補助額 教職員の標準給与月額の 36/1,000 												
私立学校教育振興資金融資利子補給 (昭和56年度) 総務局	678 (678)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (財)東京都私立学校教育振興会が実施する融資事業の借入原資に対する利子補給 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 (財)東京都私立学校教育振興会 ・借入限度額 50億円 ・利子補給率 年利4%以内 												
市町村調整交付金 (昭和55年度) 総務局	13,000 (13,000)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の経常経費(人件費を除く)に要する一般財源を補完する <p style="text-align: center;">▼市町村調整交付金の推移(実績) (百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>62年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整交付金</td> <td>14,040</td> <td>19,354</td> <td>17,354</td> <td>15,354</td> <td>13,354</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度	調整交付金	14,040	19,354	17,354	15,354	13,354
区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度									
調整交付金	14,040	19,354	17,354	15,354	13,354									

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																				
環境改善事業補助 (昭和56年度) 総務局	1,728 (1,728)	○ 東京都環境改善計画に基づき、特別区が実施する事業に対する補助 ・対象事業 道路の新設、改良及び公園整備等 ・補助内容 事業費補助 (補助割合 1/10 ~ 2/3) 利子補給																				
情報化・OA化の推進 (昭和60年度) 総務局ほか	33,970 (32,502)	○ 都における情報化・OA化の状況 ①第1次OA化計画(60~62年度)開発経費総額 155億円 ②第2次OA化計画(63~2年度)開発経費総額 613億円 《60~10年度の開発経費総額 1,093億円》 ▼システム維持管理経費の推移実績 (億円) <table border="1" data-bbox="737 1176 1385 1317"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>元年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理費</td> <td>216</td> <td>592</td> <td>469</td> <td>445</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table> * 維持管理費は全会計の合計額	区分	元年度	4年度	6年度	8年度	10年度	維持管理費	216	592	469	445	422								
区分	元年度	4年度	6年度	8年度	10年度																	
維持管理費	216	592	469	445	422																	
都立の大学における研究費 都立大学ほか	2,072 (1,584)	▼都立の大学における研究費(10年度実績) (百万円) <table border="1" data-bbox="737 1572 1337 1818"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>研究費</th> <th>教員数</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都立大学</td> <td>1,778</td> <td>634人</td> <td>6,399人</td> </tr> <tr> <td>科学技術大学</td> <td>144</td> <td>61人</td> <td>981人</td> </tr> <tr> <td>保健科学大学</td> <td>111</td> <td>83人</td> <td>675人</td> </tr> <tr> <td>都立短期大学</td> <td>73</td> <td>71人</td> <td>1,168人</td> </tr> </tbody> </table> * 大学院を含む	区分	研究費	教員数	学生数	都立大学	1,778	634人	6,399人	科学技術大学	144	61人	981人	保健科学大学	111	83人	675人	都立短期大学	73	71人	1,168人
区分	研究費	教員数	学生数																			
都立大学	1,778	634人	6,399人																			
科学技術大学	144	61人	981人																			
保健科学大学	111	83人	675人																			
都立短期大学	73	71人	1,168人																			

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																																																																	
芸術文化事業・国際文化交流事業等に対する助成 (財)東京都歴史文化財団 (昭和57年度)	1,266 (1,043)	○ 歴史文化財団が行う事業及び財団の運営に対する補助 主な事業の内容(10年度実績) <table border="1" data-bbox="742 436 1404 649"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>延参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・都民童謡フェスティバル</td> <td>1回</td> <td>1,266人</td> </tr> <tr> <td>・サウダスタ in TOKYO</td> <td>2回</td> <td>3,015人</td> </tr> <tr> <td>・都民名曲サロン</td> <td>34回</td> <td>27,163人</td> </tr> <tr> <td>・都民コンサート</td> <td>30回</td> <td>23,500人</td> </tr> <tr> <td>・都民芸術講座</td> <td>5回</td> <td>1,813人</td> </tr> </tbody> </table> ○ 財団の自主事業である庭園美術館の運営に対する補助 庭園美術館の状況(10年度実績) <table border="1" data-bbox="742 750 1404 907"> <tbody> <tr> <td>・入場料</td> <td>・延入場者数</td> <td>210,117人</td> </tr> <tr> <td>常設展 庭園</td> <td>・うち有料入場者数</td> <td>154,345人</td> </tr> <tr> <td>大人 300円 100円</td> <td>・同1日当</td> <td>465人</td> </tr> <tr> <td>(幼児, 65歳以上等は無料)</td> <td>・1人当経費</td> <td>2,250円</td> </tr> </tbody> </table>		実施回数	延参加者	・都民童謡フェスティバル	1回	1,266人	・サウダスタ in TOKYO	2回	3,015人	・都民名曲サロン	34回	27,163人	・都民コンサート	30回	23,500人	・都民芸術講座	5回	1,813人	・入場料	・延入場者数	210,117人	常設展 庭園	・うち有料入場者数	154,345人	大人 300円 100円	・同1日当	465人	(幼児, 65歳以上等は無料)	・1人当経費	2,250円																																			
	実施回数	延参加者																																																																	
・都民童謡フェスティバル	1回	1,266人																																																																	
・サウダスタ in TOKYO	2回	3,015人																																																																	
・都民名曲サロン	34回	27,163人																																																																	
・都民コンサート	30回	23,500人																																																																	
・都民芸術講座	5回	1,813人																																																																	
・入場料	・延入場者数	210,117人																																																																	
常設展 庭園	・うち有料入場者数	154,345人																																																																	
大人 300円 100円	・同1日当	465人																																																																	
(幼児, 65歳以上等は無料)	・1人当経費	2,250円																																																																	
▼歴史文化財団の本事業に係る収支(10年度実績) (百万円)																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">収 入</th> <th colspan="3">支 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般会計</td> <td>収入合計</td> <td>688</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>688</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都補助</td> <td>637</td> <td>92.6%</td> <td>事業費</td> <td>388</td> <td>56.4%</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>51</td> <td>7.4%</td> <td>管理費</td> <td>300</td> <td>43.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際交流事業特別会計</td> <td>収入合計</td> <td>207</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>207</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都補助</td> <td>207</td> <td>100.0%</td> <td>事業費</td> <td>177</td> <td>85.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>管理費</td> <td>30</td> <td>14.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">庭園美術館特別会計</td> <td>収入合計</td> <td>473</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>473</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都補助</td> <td>368</td> <td>77.8%</td> <td>事業費</td> <td>264</td> <td>55.8%</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>105</td> <td>22.2%</td> <td>管理費</td> <td>209</td> <td>44.2%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	収 入			支 出			一般会計	収入合計	688	100.0%	支出合計	688	100.0%	都補助	637	92.6%	事業費	388	56.4%	事業収入	51	7.4%	管理費	300	43.6%	国際交流事業特別会計	収入合計	207	100.0%	支出合計	207	100.0%	都補助	207	100.0%	事業費	177	85.5%					管理費	30	14.5%	庭園美術館特別会計	収入合計	473	100.0%	支出合計	473	100.0%	都補助	368	77.8%	事業費	264	55.8%	事業収入	105	22.2%	管理費	209	44.2%
区分	収 入			支 出																																																															
一般会計	収入合計	688	100.0%	支出合計	688	100.0%																																																													
	都補助	637	92.6%	事業費	388	56.4%																																																													
	事業収入	51	7.4%	管理費	300	43.6%																																																													
国際交流事業特別会計	収入合計	207	100.0%	支出合計	207	100.0%																																																													
	都補助	207	100.0%	事業費	177	85.5%																																																													
				管理費	30	14.5%																																																													
庭園美術館特別会計	収入合計	473	100.0%	支出合計	473	100.0%																																																													
	都補助	368	77.8%	事業費	264	55.8%																																																													
	事業収入	105	22.2%	管理費	209	44.2%																																																													
生活文化局																																																																			

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																																							
写真美術館の運営 (財団東京都歴史文化財団) (平成7年度) 生活文化局	1,097 (1,006)	<p>○ 常設展事業を含む館の運営、資料収集、広報及び施設の管理委託 財団が行う企画展事業、普及事業及び調査研究活動に対する補助 主な事業の内容(10年度実績)</p> <table border="1" data-bbox="1037 537 1356 694"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>延参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・企画展</td> <td>5回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・ワークショップ</td> <td>-</td> <td>2,149人</td> </tr> <tr> <td>・セミナー・リエントリー</td> <td>3回</td> <td>130人</td> </tr> </tbody> </table> <p>▼写真美術館の収支等(10年度実績) (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="702 761 1372 985"> <thead> <tr> <th colspan="3">収 入</th> <th colspan="3">支 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td> <td>1,185</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>1,185</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都支出</td> <td>1,123</td> <td>94.8%</td> <td>事業費</td> <td>551</td> <td>46.5%</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>62</td> <td>5.2%</td> <td>管理費</td> <td>634</td> <td>53.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・入場料 常設展 企画展 大人 500円 600円 (幼児、65歳以上等は無料)</p> <p>・延入場者数 192,532人 ・うち有料入場者数 122,201人 ・同1日当 399人 ・1人当経費 6,154円</p>		実施回数	延参加者	・企画展	5回	-	・ワークショップ	-	2,149人	・セミナー・リエントリー	3回	130人	収 入			支 出			収入合計	1,185	100.0%	支出合計	1,185	100.0%	都支出	1,123	94.8%	事業費	551	46.5%	事業収入	62	5.2%	管理費	634	53.5%			
	実施回数	延参加者																																							
・企画展	5回	-																																							
・ワークショップ	-	2,149人																																							
・セミナー・リエントリー	3回	130人																																							
収 入			支 出																																						
収入合計	1,185	100.0%	支出合計	1,185	100.0%																																				
都支出	1,123	94.8%	事業費	551	46.5%																																				
事業収入	62	5.2%	管理費	634	53.5%																																				
江戸東京博物館の運営 (財団東京都歴史文化財団) (平成4年度) 生活文化局	4,291 (3,432)	<p>○ 常設展事業を含む館(本館・たてもの園)の運営、資料収集、広報及び施設の管理委託 財団が行う企画展事業、普及事業及び調査研究活動に対する補助 主な事業の内容(10年度実績)</p> <table border="1" data-bbox="1037 1388 1356 1590"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>延参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・企画展</td> <td>4回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>・江戸東京自由大学</td> <td>44回</td> <td>10,811人</td> </tr> <tr> <td>・江戸東京博物館寄席</td> <td>4回</td> <td>3,508人</td> </tr> <tr> <td>・下町通り伝統芸</td> <td>-</td> <td>4,791人</td> </tr> </tbody> </table> <p>▼江戸東京博物館の収支等(10年度実績) (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="702 1657 1372 1881"> <thead> <tr> <th colspan="3">収 入</th> <th colspan="3">支 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td> <td>4,360</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>4,360</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都支出</td> <td>4,211</td> <td>96.6%</td> <td>事業費</td> <td>3,654</td> <td>83.8%</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>149</td> <td>3.4%</td> <td>管理費</td> <td>706</td> <td>16.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・入場料 常設展 企画展 大人 600円 900円 (幼児、65歳以上等は無料)</p> <p>・延入場者数 1,476,198人 ・うち有料入場者数 899,312人 ・同1日当 2,939人 ・1人当経費 2,953円</p>		実施回数	延参加者	・企画展	4回	-	・江戸東京自由大学	44回	10,811人	・江戸東京博物館寄席	4回	3,508人	・下町通り伝統芸	-	4,791人	収 入			支 出			収入合計	4,360	100.0%	支出合計	4,360	100.0%	都支出	4,211	96.6%	事業費	3,654	83.8%	事業収入	149	3.4%	管理費	706	16.2%
	実施回数	延参加者																																							
・企画展	4回	-																																							
・江戸東京自由大学	44回	10,811人																																							
・江戸東京博物館寄席	4回	3,508人																																							
・下町通り伝統芸	-	4,791人																																							
収 入			支 出																																						
収入合計	4,360	100.0%	支出合計	4,360	100.0%																																				
都支出	4,211	96.6%	事業費	3,654	83.8%																																				
事業収入	149	3.4%	管理費	706	16.2%																																				

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																																																																		
(助)東京女性財団に対する助成及び東京ウィメンズプラザの運営 (平成4年度) 生活文化局	1,340 (1,056)	○ 女性財団が行う事業及び財団の運営に対する補助 主な事業の内容 (10年度実績) <table border="1" data-bbox="762 443 1366 622"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>延参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・女性問題講座</td> <td>8回</td> <td>334人</td> </tr> <tr> <td>・テーマ研究発表会</td> <td>2回</td> <td>361人</td> </tr> <tr> <td>・法律相談(面談)</td> <td>—</td> <td>119人</td> </tr> <tr> <td>・健康相談(電話)</td> <td>—</td> <td>602人</td> </tr> </tbody> </table> ○ 東京ウィメンズプラザの運営等 ▼東京女性財団の収支(10年度実績) (百万円) <table border="1" data-bbox="619 779 1417 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">収入</th> <th colspan="3">支出</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>比率</th> <th>比率</th> <th>金額</th> <th>比率</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般会計</td> <td>収入合計</td> <td>354</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>354</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都補助</td> <td>340</td> <td>96.0%</td> <td>事業費</td> <td>157</td> <td>44.4%</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>14</td> <td>4.0%</td> <td>管理費</td> <td>197</td> <td>55.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ウィメンズプラザ 特別会計</td> <td>収入合計</td> <td>266</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>266</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都委託</td> <td>266</td> <td>100.0%</td> <td>事業費</td> <td>13</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>管理費</td> <td>253</td> <td>95.1%</td> </tr> </tbody> </table>		実施回数	延参加者	・女性問題講座	8回	334人	・テーマ研究発表会	2回	361人	・法律相談(面談)	—	119人	・健康相談(電話)	—	602人	区分	収入			支出			金額	比率	比率	金額	比率	比率	一般会計	収入合計	354	100.0%	支出合計	354	100.0%	都補助	340	96.0%	事業費	157	44.4%	事業収入	14	4.0%	管理費	197	55.6%	ウィメンズプラザ 特別会計	収入合計	266	100.0%	支出合計	266	100.0%	都委託	266	100.0%	事業費	13	4.9%				管理費	253	95.1%
	実施回数	延参加者																																																																		
・女性問題講座	8回	334人																																																																		
・テーマ研究発表会	2回	361人																																																																		
・法律相談(面談)	—	119人																																																																		
・健康相談(電話)	—	602人																																																																		
区分	収入			支出																																																																
	金額	比率	比率	金額	比率	比率																																																														
一般会計	収入合計	354	100.0%	支出合計	354	100.0%																																																														
	都補助	340	96.0%	事業費	157	44.4%																																																														
	事業収入	14	4.0%	管理費	197	55.6%																																																														
ウィメンズプラザ 特別会計	収入合計	266	100.0%	支出合計	266	100.0%																																																														
	都委託	266	100.0%	事業費	13	4.9%																																																														
				管理費	253	95.1%																																																														
公衆浴場対策 (昭和39年度) 生活文化局	1,088 (770)	○ 公衆浴場の確保、経営安定化のための施策 ・施設の改築、修繕等に要する借入金に対する利子補助 (例) 設備資金利子補助 3.5% (本人負担率 1.0%) ・下水道料金の軽減 など ▼公衆浴場数、利用者数の推移 (軒、千人) <table border="1" data-bbox="619 1496 1417 1720"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>50年度</th> <th>61年度</th> <th>2年度</th> <th>6年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴場数</td> <td>2,425</td> <td>2,156</td> <td>1,876</td> <td>1,602</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td>年間延利用者数</td> <td>336,370</td> <td>165,211</td> <td>118,932</td> <td>85,296</td> <td>68,196</td> </tr> <tr> <td>1軒1日当</td> <td>440人</td> <td>247人</td> <td>203人</td> <td>172人</td> <td>164人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	50年度	61年度	2年度	6年度	10年度	浴場数	2,425	2,156	1,876	1,602	1,390	年間延利用者数	336,370	165,211	118,932	85,296	68,196	1軒1日当	440人	247人	203人	172人	164人																																										
区分	50年度	61年度	2年度	6年度	10年度																																																															
浴場数	2,425	2,156	1,876	1,602	1,390																																																															
年間延利用者数	336,370	165,211	118,932	85,296	68,196																																																															
1軒1日当	440人	247人	203人	172人	164人																																																															

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																		
防災生活圈促進事業 (平成3年度) 都市計画局	571 (571)	<p>○「災害が起きても逃げないですむまち」をつくることを目的に、防災生活圈促進事業地区内で区・市が行う防災まちづくり事業に対する補助</p> <p>事業の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> 事業地区選定調査 事業地区推進計画作成 防災まちづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設整備のための用地取得費 公共施設建設費 建築物の不燃化事業費等 ・対象地区等 <ul style="list-style-type: none"> 重点地区 期間10年(最長20年) 補助限度額 20億円/1地区 重点整備地域等 期間10年 補助限度額 10億円/1地区 																		
市街地再開発事業助成 (昭和45年度) 都市計画局	5,371 (3,314)	<p>○ 都市再開発法に基づく市街地再開発事業を行う市、及び同事業を行う組合等に補助金を交付する市に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費分担(建築物を対象とする場合) <ul style="list-style-type: none"> 市施行 国 1/3, 都 1/3, 市 1/3 組合施行 国 1/3, 都 1/6, 市 1/6, 組合 1/3 <p>○ 市又は組合等が行う市街地再開発事業の区域内にある道路の整備に要する経費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費分担 <ul style="list-style-type: none"> 都道 国 1/2, 都 1/2 市道 国 1/2, 都 1/4, 市 1/4 <p>▼市街地再開発事業助成費の実績 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="740 1711 1385 1890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成額</td> <td>358</td> <td>19,131</td> <td>14,815</td> <td>5,743</td> <td>3,955</td> </tr> <tr> <td>市都単独分</td> <td>195</td> <td>3,871</td> <td>5,462</td> <td>1,337</td> <td>1,544</td> </tr> </tbody> </table>	区分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度	助成額	358	19,131	14,815	5,743	3,955	市都単独分	195	3,871	5,462	1,337	1,544
区分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度															
助成額	358	19,131	14,815	5,743	3,955															
市都単独分	195	3,871	5,462	1,337	1,544															

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																								
土地区画整理事業助成 (昭和35年度) 都市計画局	13,768 (13,205)	<p>○ 都市計画区域内の土地区画整理事業施行者に対する、都市計画決定された公共施設の整備を対象とした経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基本額 事業費から国庫補助金等を控除した額 ・補助割合 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>都が管理する施設</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>区が管理する施設</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>市が管理する施設</td> <td>5/10</td> </tr> </table> <p>▼土地区画整理事業助成費の実績 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>62年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助 成 額</td> <td>5,376</td> <td>11,998</td> <td>14,871</td> <td>13,652</td> <td>14,699</td> </tr> <tr> <td>うち都単独分</td> <td>4,591</td> <td>8,827</td> <td>12,821</td> <td>11,717</td> <td>8,679</td> </tr> </tbody> </table>	都が管理する施設	10/10	区が管理する施設	10/10	市が管理する施設	5/10	区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度	助 成 額	5,376	11,998	14,871	13,652	14,699	うち都単独分	4,591	8,827	12,821	11,717	8,679
都が管理する施設	10/10																									
区が管理する施設	10/10																									
市が管理する施設	5/10																									
区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度																					
助 成 額	5,376	11,998	14,871	13,652	14,699																					
うち都単独分	4,591	8,827	12,821	11,717	8,679																					
市町村土木補助 (昭和30年度) 都市計画局ほか	4,330 (4,330)	<p>○ 市町村の行う土木事業に対する補助</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業 都市計画道路, 都市計画公園, 下水道 ・その他の事業 道路の新設・改築, 交通安全施設整備等 <p>▼市町村土木補助の実績 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>62年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 助 額</td> <td>2,633</td> <td>6,370</td> <td>5,984</td> <td>5,230</td> <td>3,659</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度	補 助 額	2,633	6,370	5,984	5,230	3,659												
区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度																					
補 助 額	2,633	6,370	5,984	5,230	3,659																					
地下高速鉄道建設助成 (昭和45年度) 都市計画局	35,471 (21,932)	<p>○ 地下鉄(都営地下鉄・営団地下鉄)の新線建設及び大規模改良等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基本額 補助対象建設費の70% ・経費分担 国 1/2×0.9, 都 1/2 <p>▼地下高速鉄道建設助成費の実績 (百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>62年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設助成費</td> <td>7,409</td> <td>35,480</td> <td>20,917</td> <td>27,768</td> <td>84,770</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度	建設助成費	7,409	35,480	20,917	27,768	84,770												
区 分	62年度	4年度	6年度	8年度	10年度																					
建設助成費	7,409	35,480	20,917	27,768	84,770																					

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等
東京都公害防止条例に基づく市長委任事務に係る交付金 (昭和45年度) 環境保全局	790 (790)	○ 東京都公害防止条例に基づく事務で、市長委任条項により市長に委任した事務に要する経費の交付金 委任事務の内容 ・工場及び指定作業場の取締指導 ・深夜営業騒音の取締指導 ・一般騒音等の取締指導 ・光化学スモッグ対策 ・ダイオキシン類排出抑制指導 など
低公害車の普及促進 (昭和63年度) 環境保全局	730 (585)	○ 都内の低公害車の普及目標 ・東京都自動車公害防止計画 12年度までに31万台 ・東京都環境基本計画 17年度までに70万台 ▼低公害車普及実績(9年度末) 低公害車普及実績合計 延 195,263台 うち都の補助等による普及実績 延 5,832台 (参考) 都内の自動車数(9年度) 約 4,645,000台

(単位: 百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																					
心身障害者(児)医療費の助成 (昭和49年度) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考】</p> <p>①医療保険の一般的な医療費の自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 3割 ・社会保険 本人2割、家族3割 <p>②老人保健法に基づく70歳以上の高齢者の医療費自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来 1回 530円(月4回まで) ・薬剤 1日分 30円など ・入院 1日 1,200円 ・入院時食事療養費 1日 760円 </div>	24,816 (23,594)	<p>○ 障害者保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るための助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 ①身体障害: 身体障害者手帳1、2級 (内部障害は3級) ②知的障害: 愛の手帳1、2度 ・所得制限 本人が20歳以上の場合 本人(扶養なし)年収7,710千円以下 本人が20歳未満の場合 扶養義務者(扶養2人)年収8,554千円以下 ・助成内容 医療保険の自己負担分の全額を都が負担する <p>▼他の道府県における状況 全ての道府県に助成制度があるが、助成対象や所得制限、自己負担の有無など内容はそれぞれ異なっている</p>																					
<p>▼助成額実績の推移</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62年度</th> <th>2年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成額(百万円)</td> <td>5,769</td> <td>7,300</td> <td>9,388</td> <td>11,947</td> <td>15,609</td> <td>21,784</td> </tr> <tr> <td>対象者(千人)</td> <td>65</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>101</td> <td>113</td> <td>129</td> </tr> </tbody> </table>			区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度	助成額(百万円)	5,769	7,300	9,388	11,947	15,609	21,784	対象者(千人)	65	80	90	101	113	129
区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度																	
助成額(百万円)	5,769	7,300	9,388	11,947	15,609	21,784																	
対象者(千人)	65	80	90	101	113	129																	
心身障害者(児)通所訓練等補助 (昭和41年度)	4,311 (4,311)	<p>○ 在宅の心身障害者(児)の自立促進を図るために区市町村が行う通所訓練等に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 区市町村 ・経費分担 都 2/3, 区市町村 1/3 ・対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活の基本的動作指導及び集団生活への適応訓練 身障者(児)通所訓練 区部 57所, 市町村 56所 地域デイサービス事業 市町村 82所 ②社会的自立の促進に必要な授産指導 心身障害者授産事業 区部 116所, 市町村 157所 																					

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等
重度心身障害者手当の支給 (昭和48年度) 福祉局	7,622 (7,622)	○ 重度の心身障害者で常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く）に対する手当の支給 ・事業主体 都（都 10/10） ・対象 ①重度知的障害で著しい精神症状を有する者 ②重度知的障害と重度身体障害の重複者 ③重度の四肢体幹機能障害を有する者 ・所得制限 なし ・支給額 月額60,000円 ▼都と他団体との支給額の比較（10年度実績） ・東京都 月額60,000円 ・兵庫県 月額10,000円 （その他の団体は制度なし）
心身障害者福祉手当等の支給 (昭和49年度) 福祉局	7,023 (7,023) *1 外に財調措置 [15,508]	○ 在宅の心身障害者又はその養育者に対する手当の支給 ・事業主体 都、区市町村 ・経費分担 都 10/10《区は財調措置》 ・対象 身体障害2級以上又は知的障害3度以上等 ・支給区分 障害者が20歳以上の場合 ⇒心身障害者福祉手当を本人に支給 障害者が20歳未満の場合 ⇒児童育成手当（障害手当）を養育者に支給 ・所得制限 本人（扶養なし）年収 6,983千円以下 養育者（扶養2人）年収 7,559千円以下 ・支給額 月額15,500円 ▼都と他団体との支給額の比較（10年度実績） ・東京都 月額15,500円 ・埼玉県 月額 5,000円 ・千葉県 月額12,650円 ・群馬県 月額 8,300円 ・愛知県 月額16,100円 ・兵庫県 制度なし

【参考】 *1財調措置（都区財政調整制度における措置）とは

東京都と特別区との関係は、事務配分などの点において一般の道府県と市町村との関係とは異なっている。このため、都区間の財源配分や特別区間の行政水準の均衡を図ることを目的とした「都区財政調整制度（財調）」が設けられている。

この財調制度では特別区の行政需要を賄うための交付金が設けられており、財調措置とは、この交付金を算定する際の根拠となる「基準財政需要額」に当該経費を算入することを言う。

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等								
心身障害者通所施設の運営 (昭和41年度) 福祉局	646 (562)	○ 心身障害者生活実習所 6所 定員合計 201名 (小金井、八王子、府中、町田、東村山、昭島) ○ 心身障害者福祉作業所 5所 定員合計 325名 (八王子、立川、武蔵野、調布、青梅)								
乳幼児医療費助成事業補助 (平成5年度) 福祉局	4,478 (4,478)	○ 区市町村が行う乳幼児医療費助成事業に対する補助 ・事業主体 区市町村 ・経費分担 都 1/2、区市町村 1/2 ・助成対象 4歳未満の乳幼児の養育者 ・所得制限 養育者(扶養3人)年収 3,811千円以下 (養育者が被用者の場合 (扶養3人)年収 6,206千円以下) ・助成内容 医療保険の自己負担分の全額を公費負担する ▼都補助額実績の推移 (百万円) <table border="1" data-bbox="742 1321 1125 1467"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助額</td> <td>2,470</td> <td>3,092</td> <td>3,442</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6年度	8年度	10年度	補助額	2,470	3,092	3,442
区分	6年度	8年度	10年度							
補助額	2,470	3,092	3,442							

【参考】
 ①医療保険の一般的な医療費の自己負担
 ・国民健康保険 3割
 ・社会保険 本人2割、家族3割
 ②老人保健法に基づく70歳以上の高齢者の医療費自己負担
 ・外来 1回 530円(月4回まで)
 ・薬剤 1日分 30円など
 ・入院 1日 1,200円
 ・入院時食事療養費 1日 760円

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等
児童相談所の運営 (昭和23年度) 福祉局	701 (545)	<p>○ 児童福祉法の規定に基づく児童福祉の窓口として都が設置している児童相談所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置数 11か所, 一時保護定員 128人 ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ①児童(0歳~18歳未満)に係る諸問題について家庭等の相談に応じる ②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに心理学的、医学的診断判定を行い、必要な指導・治療を行う ③児童福祉施設への入所等の措置 ④緊急に保護を要する児童の一時保護 など <p>▼相談件数等(10年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所や電話による相談 延28,717件(うち来所14,598件) ・一時保護実績 延34,396人
乳児保育補助等 (昭和43年度) 福祉局	10,561 (10,561)	<p>○ 乳児保育に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 区市町村 ・経費分担 都 2/3, 市町村 1/3《区は財調措置》 <p>○ 特例保育を行うために必要な保育士の増配置等に要する経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 区市町村 ・経費分担 都 2/3, 市町村 1/3《区は財調措置》 ・補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ①保育士の増配置 ②パート保育士の配置 ③冬期暖房費加算 <p>○ 保育所運営の充実のための経費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 区市町村 ・経費分担 都 1/2, 市町村 1/2《区は財調措置》 <p>○ 保育所に措置されている障害児の処遇向上を図るための補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 区市町村 ・経費分担 都 2/3, 市町村 1/3《区は財調措置》

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等
児童手当の支給(都制度) (平成10年度) 福祉局	746 (746)	○ 国制度に加えて都が独自に行う手当の支給 ・事業主体 区市町村 ・経費分担 都 5/6, 区市町村 1/6 ・支給対象 3歳～6歳の第3子以降の児童の養育者 ・所得制限 養育者(扶養4人) 年収4,800千円以下 ・支給額 第3子以降10,000円/月 【参考】児童手当法に基づく国制度 ・支給対象 3歳未満の第1子以降の児童の養育者 ・支給額 第1、2子 5,000円/月 第3子以降10,000円/月 ・経費分担 国 4/6, 県 1/6, 区市町村 1/6 (養育者が被用者の場合⇒事業主7/10) ・都の負担 364百万円(11年度予算)
児童扶養手当の支給 (昭和36年度) 福祉局	27,141 (6,771)	○ 児童扶養手当法に基づく手当の支給 ・事業主体 都 ・経費分担 国 3/4, 都 1/4 ・支給対象 次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童(障害者は20歳未満)を養育する母又は養育者 ①父母が離婚 ②父が死亡、生死不明又は重度の障害者 など ・所得制限 全額支給(扶養2人) 年収2,651千円以下 一部支給(扶養2人) 年収3,543千円以下 ・支給額 第1子 月額42,370円(全額支給の場合) 月額28,350円(一部支給の場合) 第2子 月額5,000円 第3子以降月額3,000円
児童育成手当の支給 (昭和44年度) 福祉局	5,952 (5,952) 外に財調措置 [12,959]	○ 児童の福祉増進のための育成手当の支給 ・事業主体 都、区市町村 ・経費分担 都 10/10《区は財調措置》 ・助成対象 父又は母が死亡若しくは重度障害、あるいは父母が離婚した18歳未満の児童の養育者 ・所得制限 養育者(扶養2人) 年収7,559千円以下 ・支給額 月額13,500円 ▼都と他団体との支給額等の比較(10年度実績) ・東京都 月額13,500円 ・愛知県 月額4,500円 所得制限 養育者(扶養2人) 年収3,543千円以下

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																		
学童クラブ運営費補助 (昭和38年度) 福祉局	1,048 (882)	<p>○ 児童の健全な育成を図る学童クラブの運営費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体 区市町村 ・対象児童 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童 ・補助内容 児童数×67,800円×1/2 を都が補助するなど 《区は財調措置》 <p>▼登録児童数、補助額実績の推移</p> <table border="1" data-bbox="673 678 1374 857"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録児童数(人)</td> <td>37,859</td> <td>41,275</td> <td>42,494</td> <td>44,394</td> <td>45,592</td> </tr> <tr> <td>補助額(百万円)</td> <td>623</td> <td>832</td> <td>925</td> <td>976</td> <td>995</td> </tr> </tbody> </table>	区分	62年度	4年度	6年度	8年度	9年度	登録児童数(人)	37,859	41,275	42,494	44,394	45,592	補助額(百万円)	623	832	925	976	995
区分	62年度	4年度	6年度	8年度	9年度															
登録児童数(人)	37,859	41,275	42,494	44,394	45,592															
補助額(百万円)	623	832	925	976	995															
ひとり親家庭医療費助成事業補助 (平成2年度) 福祉局	3,199 (3,199)	<p>○ 区市町村が行うひとり親家庭医療費助成事業に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 区市町村 ・経費分担 都 2/3, 区市町村 1/3 ・助成対象 <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭の母又は父、両親がいない児童の養育者 ②ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童(いずれも18歳未満) ・所得制限 ひとり親家庭の母又は父(扶養2人) 年収 3,543千円以下 両親がいない児童の養育者(扶養2人) 年収 4,575千円以下 ・助成内容 医療保険の自己負担分の全額を公費負担する <p>▼補助額実績の推移 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="743 1462 1323 1608"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助額</td> <td>1,045</td> <td>1,710</td> <td>2,032</td> <td>2,499</td> <td>3,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>▼他団体の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 46都道府県(都を含む)で実施 ・負担割合 都道府県 1/2……38県 2/3……3県 4/5……2県 その他…3県 <p>*「その他」は市町村の財政状況に応じて負担割合が異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成内容 全額助成………31県 一部助成………15県 	区分	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度	補助額	1,045	1,710	2,032	2,499	3,320						
区分	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度															
補助額	1,045	1,710	2,032	2,499	3,320															

【参考】

①医療保険の一般的な医療費の自己負担

- ・国民健康保険 3割
- ・社会保険 本人2割、家族3割

②老人保健法に基づく70歳以上の高齢者の医療費自己負担

- ・外来 1回 530円(月4回まで)
- ・薬剤 1日分 30円など
- ・入院 1日 1,200円
- ・入院時食事療養費 1日 760円

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等														
(助)東京都地域福祉財団及び東京都社会福祉事業団に対する委託及び助成 財団(昭和48年度) 事業団(平成10年度) 福祉局	1,558 (1,558)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都地域福祉財団の事務局職員費等の補助及び福祉機器総合センターの運営費補助 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉機器総合センターの相談実績(10年度) 9,768人(うち電話 2,047人) 《11年度財団組織 役員19名(常勤1名), 常勤職員 127名》 ○ 東京都社会福祉事業団への都立身体障害者療護施設等の管理運営委託 <ul style="list-style-type: none"> 《11年度事業団組織 役員12名(常勤1名), 常勤職員39名》 ○ 両団体は、12年度を目途に統合予定 														
社会福祉・医療事業団借入金利子補助 (昭和50年度) 福祉局	2,391 (2,391)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉・医療事業団から施設整備等に要する経費を借り受けた社会福祉法人等に対する、東京都地域福祉財団を通じた利子補給 <ul style="list-style-type: none"> ・内容 借入額に対する利子を年4.60%まで都が全額補助(償還期限20年以内) <p>▼利子補助実績の推移 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="707 1198 1382 1344"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62年度</th> <th>2年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助額</td> <td>492</td> <td>637</td> <td>906</td> <td>1,066</td> <td>1,286</td> <td>1,871</td> </tr> </tbody> </table>	区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度	補助額	492	637	906	1,066	1,286	1,871
区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度										
補助額	492	637	906	1,066	1,286	1,871										
民間社会福祉施設運営費に対する都加算等 (昭和25年度) 福祉局ほか	33,630 (33,630)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間社会福祉施設運営費に対する都加算 民間社会福祉施設利用者の処遇の充実のため、国基準を超える次の措置を都が単独で加算する <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営費の助成 ・職員の増配置 ・施設入所者の処遇改善 ○ 民間社会福祉施設従事職員給与公私格差是正 民間社会福祉施設職員の処遇改善及び施設経営の近代化、施設入所者の処遇改善のための補助 ○ 11年度に、施設利用者1人当たりの単位費用を基本とした補助方式に制度改正 														

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等
社会福祉施設職員等退職手当共済事業補助 (昭和37年度) 福祉局	1,507 (1,507)	○ 特殊法人社会福祉・医療事業団が実施する、民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業に対する補助 ・経費分担 国 1/3, 都 1/3, 施設設置者 1/3
特別区国民健康保険調整交付金 (昭和34年度) 福祉局	25,364 (25,364)	○ 特別区の国民健康保険事業について、各区の間での事業水準の均衡を図るため、国民健康保険法第 118条の規定に基づき、都が事業調整及び財源調整を行う ・調整 保険事業に要する経費と収入を比較し、不足分の 2/8を交付する《 6/8は財調措置》 ○ 12年度からは、都区制度改革の一環として、特別区が自主的・主体的に事業を運営することとなる ▼特別区と政令市の一人当たり保険料額比較(9年度実績) ・特別区 71,755円 ・横浜市 81,346円 ・川崎市 77,003円 ・千葉市 76,949円 ・名古屋市 76,666円 ・京都市 69,352円 ・大阪市 71,015円
市町村国民健康保険事業補助 (昭和26年度) 福祉局	6,729 (6,729)	○ 市町村の国民健康保険事業に対する財源不足額の補助 ・補助割合 都 1/4 ▼都と他団体との補助額の比較(10年度実績) ・東京都 66億円 ・愛知県 24億円 ・神奈川県 5億円 ・大阪府 35億円 ・京都府 7億円

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等
国民健康保険組合に対する補助 (昭和26年度) 福祉局	9,447 (9,447)	○ 国民健康保険組合の健康保険事業に対し、財源不足額の全額を補助する。 ▼都と他団体との補助額の比較(10年度実績) ・東京都 97億円 ・神奈川県 1億円 ・京都府 1億円 ・愛知県 0.7億円 ・大阪府 0.2億円
国民健康保険基盤安定負担等 (昭和63年度) 福祉局	4,119 (4,119)	○ 国民健康保険基盤安定負担 国民健康保険料の軽減措置額を補てんするための助成 ・経費分担 国 1/2, 都 1/4, 区市町村 1/4 ○ 高額医療費共同事業補助 高額な医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、市町村が行う高額医療費共同事業に対する補助 ・経費分担 都 1/2, 市町村 1/2
国民健康保険団体連合会に対する補助等 (昭和34年度) 福祉局	2,745 (2,583)	○ 国民健康保険団体連合会の運営に関する次のような補助等を行う ・連合会本部職員人件費の補助 (補助割合 1/3) ・レセプト審査支払業務に係る経費の補助 (補助割合 1/2) ・共同電算処理事務経費の補助 (補助割合 1/3) ・直営病院運営費の補助 (公立病院補助に準じる) など

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																																					
老人医療費助成(都制度) (昭和44年度) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考】 老人保健法に基づく70歳以上の高齢者の医療費自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来 1回 530円(月4回まで) ・薬剤 1日分 30円など ・入院 1日 1,200円 ・入院時食事療養費 1日 760円 </div>	32,181 (31,917)	<p>○ 65歳～69歳の高齢者に対する医療費の一部助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 都(都 10/10) ・助成対象 65～69歳の高齢者 ・所得制限 本人年収(扶養なし) 3,890千円以下 ・助成内容 一般の医療保険(国民健康保険など)による自己負担額と、老人保健法に規定された一部負担金等との差額を助成 <p>▼助成対象者数及び助成額の推移 (千人、百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62年度</th> <th>2年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数</td> <td>261</td> <td>292</td> <td>313</td> <td>343</td> <td>370</td> <td>404</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>14,053</td> <td>17,684</td> <td>20,018</td> <td>23,808</td> <td>27,015</td> <td>26,946</td> </tr> </tbody> </table> <p>▼他団体の助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況 国制度に付加して単独の老人医療費助成を行っているのは都を含め23の都道府県である <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>県負担</th> <th>所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県</td> <td>68～69歳</td> <td>1/2</td> <td>本人年収(扶養なし) 2,535千円以下</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>65～69歳</td> <td>2/3</td> <td>本人年収(扶養なし) 1,530千円以下</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>65～69歳</td> <td>4/5</td> <td>本人年収(扶養なし) 2,042千円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】老人医療費助成(国制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 70歳以上の高齢者(ただし、ねたきりは65歳以上) ・経費分担 国 2/3, 都道府県 1/6, 市町村 1/6(公費に占める割合) ・都の負担 11年度予算 49,716百万円(うち一般財源 49,715百万円) 	区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度	対象数	261	292	313	343	370	404	助成額	14,053	17,684	20,018	23,808	27,015	26,946	区分	対象	県負担	所得制限	愛知県	68～69歳	1/2	本人年収(扶養なし) 2,535千円以下	京都府	65～69歳	2/3	本人年収(扶養なし) 1,530千円以下	大阪府	65～69歳	4/5	本人年収(扶養なし) 2,042千円以下
区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度																																	
対象数	261	292	313	343	370	404																																	
助成額	14,053	17,684	20,018	23,808	27,015	26,946																																	
区分	対象	県負担	所得制限																																				
愛知県	68～69歳	1/2	本人年収(扶養なし) 2,535千円以下																																				
京都府	65～69歳	2/3	本人年収(扶養なし) 1,530千円以下																																				
大阪府	65～69歳	4/5	本人年収(扶養なし) 2,042千円以下																																				
シルバーパスの交付 (昭和49年度) 高齢者施策推進室	15,735 (14,615)	<p>○ 高齢者の社会参加を促し福祉の向上を図るため、都営交通機関や都内の民営バスが利用できるパスを交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 都内に居住する70歳以上の高齢者で、ねたきりの状態等がない者 ・交付条件 <ul style="list-style-type: none"> ①無料交付の場合 本人年収(扶養なし) 3,581千円以下 ②有料交付の場合 本人年収が①の基準を超えるときは、希望により20,510円の本人負担を徴して交付 <p>▼10年度実績 無料分 755,385人, 有料分 46,541人</p>																																					

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																					
老人医療センターの運営 (昭和47年度) 高齢者施策推進室	20,850 (6,828)	○ 65歳以上の高齢者に高度専門医療を提供する医療センターの運営 ・老人医療センター (板橋区 病床数 691) ・多摩老人医療センター (東村山市 病床数 327) ▼自己収支比率の推移 (%) <table border="1" data-bbox="746 600 1401 779"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62</th> <th>2</th> <th>4</th> <th>6</th> <th>8</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人医療センター</td> <td>73.3</td> <td>66.6</td> <td>58.0</td> <td>62.8</td> <td>65.2</td> <td>69.9</td> </tr> <tr> <td>多摩医療センター</td> <td>51.7</td> <td>67.3</td> <td>64.8</td> <td>65.9</td> <td>66.8</td> <td>69.2</td> </tr> </tbody> </table> * 自己収支比率=事業収益/事業費用×100 (特別利益、特別損失は収益・費用から除く) * 事業費用には減価償却費を含まない	区分	62	2	4	6	8	10	老人医療センター	73.3	66.6	58.0	62.8	65.2	69.9	多摩医療センター	51.7	67.3	64.8	65.9	66.8	69.2
区分	62	2	4	6	8	10																	
老人医療センター	73.3	66.6	58.0	62.8	65.2	69.9																	
多摩医療センター	51.7	67.3	64.8	65.9	66.8	69.2																	
軽費老人ホーム運営費補助 (昭和36年度) 高齢者施策推進室	1,084 (800)	○ 社会福祉法人が運営する軽費老人ホーム(低額な料金で老人に日常生活に必要な便宜を提供する施設)の運営費補助 ・対象 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の者 ・経費分担 国 1/3, 都 2/3 ▼10年度実績(補助対象人員) 912人																					
高齢者ホームヘルプサービス事業補助 (昭和36年度) 高齢者施策推進室	7,019 (7,019)	○ おおむね65歳以上で、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある高齢者のいる家庭に対するホームヘルパーの派遣事業補助 ・事業主体 区市町村 ・経費分担 国 1/2, 都 1/4, 区市町村 1/4 ・主なサービス内容 介護、食事・身の回りの世話、洗濯、掃除 生活必需品の買物、その他必要な家事 生活支援に関する相談 など ▼10年度実績 46,624世帯																					

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等
ショートステイ事業補助 (昭和55年度) 高齢者施策推進室	1,345 (1,345)	○ ねたきり高齢者等を介護者に代わって一時的に養護する必要がある場合に、その高齢者を一時的に特別養護老人ホーム等に入所させるショートステイ事業の補助 ・事業主体 区市町村 ・対象 おおむね65歳以上で、身体上又は精神上の著しい障害のため常時介護等を必要としている者 (期間は原則として7日以内、4週間を限度) ・経費分担 国 1/2, 都 1/4, 区市町村 1/4 ▼10年度実績 延 66,067人 (1,698床)
高齢者日常生活用具給付等事業補助 (昭和44年度) 高齢者施策推進室	1,499 (760)	○ 在宅のねたきり高齢者等の日常生活の利便を図るための、生活用具の給付又はレンタル ・事業主体 区市町村 ・対象 おおむね65歳以上で、次のいずれかにある者 ねたきり 虚 弱 痴 呆 ひとりぐらし ・経費分担 国 1/3, 都 1/3, 区市町村 1/3 ・種類 16品目 (特殊寝台、マットレス、腰掛便座、車椅子、歩行器、介護用リフト など)
高齢者在宅サービスセンター運営費補助 (昭和62年度) 高齢者施策推進室	8,475 (8,475)	○ 在宅の介護を必要とする高齢者等に対し、通所又は訪問により各種のサービスを提供する社会福祉法人などが設置する在宅サービスセンターの運営費補助 ・事業主体 区市町村 ・事業内容 基本事業 { 生活指導・相談、趣味生きがい活動 健康増進、健康チェック 日常動作訓練、介護 家族介護者教室、送迎 通所事業 { 食事・入浴サービス ショートステイ、機能回復訓練 訪問事業 食事・入浴サービス、洗濯サービス ・経費分担 国 1/2, 都 1/4, 区市町村 1/4 ▼10年度実績 335か所

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																																			
都立病院事業補助 (昭和39年度) 衛生局ほか	50,797 (50,797)	<p>○ 都立病院の状況 (11年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通病院 9, 病床数 4,519床 (うち総合病院8, 病床数 4,223床) ・小児病院 2, 病床数 345床 ・精神病院 2, 病床数 1,500床 ・産院 2, 病床数 110床→ <p>合計 15, 病床数 6,474床</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">産院数には11年6月に墨東病院に統合された築地産院を含む</p> <p>▼病院事業補助金の実績の推移 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="740 703 1394 1025"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>病院数</th> <th>職員数・人</th> <th>補助金額</th> <th>自己収支比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62年度</td> <td>18</td> <td>6,944</td> <td>34,902</td> <td>68.4%</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>16</td> <td>6,835</td> <td>40,564</td> <td>64.4</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>15</td> <td>7,102</td> <td>43,503</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>17</td> <td>7,272</td> <td>46,340</td> <td>69.7</td> </tr> <tr> <td>8年度</td> <td>14</td> <td>7,007</td> <td>44,478</td> <td>72.8</td> </tr> <tr> <td>10年度</td> <td>14</td> <td>7,040</td> <td>41,652</td> <td>75.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自己収支比率は総合病院のものである * 自己収支比率=事業収益/事業費用×100 (特別利益、特別損失は収益・費用から除く)</p>	年度	病院数	職員数・人	補助金額	自己収支比率	62年度	18	6,944	34,902	68.4%	2年度	16	6,835	40,564	64.4	4年度	15	7,102	43,503	68.5	6年度	17	7,272	46,340	69.7	8年度	14	7,007	44,478	72.8	10年度	14	7,040	41,652	75.0
年度	病院数	職員数・人	補助金額	自己収支比率																																	
62年度	18	6,944	34,902	68.4%																																	
2年度	16	6,835	40,564	64.4																																	
4年度	15	7,102	43,503	68.5																																	
6年度	17	7,272	46,340	69.7																																	
8年度	14	7,007	44,478	72.8																																	
10年度	14	7,040	41,652	75.0																																	
医療費公費負担 (昭和22年度)	23,187 (15,155)	<p>○ 精神障害、結核等の医療費について、国制度に基づく都負担に加え、患者の本人負担をより軽減するため、国基準を超える都単独の加算による公費負担を行う(所得制限を設けない)</p> <p>○ 対象となる疾病等</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">精神障害、結核、小児慢性疾患 原子爆弾被爆者二世 難病医療(スモン、劇症肝炎等) 大気汚染による健康障害 など</p> <p>▼公費負担の例</p> <table border="1" data-bbox="639 1532 1385 2033"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国制度</th> <th>都単独制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害 (通院)</td> <td>保険と合わせ95/100まで公費負担(国 1/2, 都 1/2)</td> <td>本人負担の 5/100を都単独で負担</td> </tr> <tr> <td>結核 (一般)</td> <td>保険と合わせ95/100まで公費負担(国 1/2, 都 1/2)</td> <td>本人負担の 5/100を都単独で負担</td> </tr> <tr> <td>小児慢性疾患</td> <td>保険と合わせ全額を公費負担(国 1/2, 都 1/2)</td> <td>対象者を拡大(拡大分は都単独で負担)</td> </tr> <tr> <td>大気汚染</td> <td>—</td> <td>本人負担の全額を都単独で負担</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">衛生局</p>	区分	国制度	都単独制度	精神障害 (通院)	保険と合わせ95/100まで公費負担(国 1/2, 都 1/2)	本人負担の 5/100を都単独で負担	結核 (一般)	保険と合わせ95/100まで公費負担(国 1/2, 都 1/2)	本人負担の 5/100を都単独で負担	小児慢性疾患	保険と合わせ全額を公費負担(国 1/2, 都 1/2)	対象者を拡大(拡大分は都単独で負担)	大気汚染	—	本人負担の全額を都単独で負担																				
区分	国制度	都単独制度																																			
精神障害 (通院)	保険と合わせ95/100まで公費負担(国 1/2, 都 1/2)	本人負担の 5/100を都単独で負担																																			
結核 (一般)	保険と合わせ95/100まで公費負担(国 1/2, 都 1/2)	本人負担の 5/100を都単独で負担																																			
小児慢性疾患	保険と合わせ全額を公費負担(国 1/2, 都 1/2)	対象者を拡大(拡大分は都単独で負担)																																			
大気汚染	—	本人負担の全額を都単独で負担																																			

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																					
地域病院運営費補助等 (昭和63年度) 衛生局	3,036 (3,036)	<p>○ 地域に不足する保健医療を供給するための、地域病院を運営する東京都保健医療公社に対する運営費の補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部地域病院 (11年度予算) <ul style="list-style-type: none"> 規模 入院 300床、外来 350人/日 職員数 275人 重点医療 循環器、救急 ・多摩南部地域病院 (11年度予算) <ul style="list-style-type: none"> 規模 入院 300床、外来 500人/日 職員数 284人 重点医療 がん、救急 <p>▼都の補助額と自己収支比率 (10年度実績)</p> <table border="1" data-bbox="767 808 1222 987"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助金額</th> <th>自己収支比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 部</td> <td>657百万円</td> <td>89.2 %</td> </tr> <tr> <td>多摩南部</td> <td>824百万円</td> <td>86.1 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 自己収支比率=事業収益/事業費用×100 (特別利益、特別損失は収益・費用から除く) * 事業費用には減価償却費を含まない</p>	区分	補助金額	自己収支比率	東 部	657百万円	89.2 %	多摩南部	824百万円	86.1 %												
区分	補助金額	自己収支比率																					
東 部	657百万円	89.2 %																					
多摩南部	824百万円	86.1 %																					
看護職員養成・定着対策等 (昭和24年度) 衛生局	7,078 (4,657)	<p>○ 東京都看護職員需給見通し等に基づく看護婦等の養成、定着、再就業対策等の施策</p> <p>主な事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ①養成対策 <ul style="list-style-type: none"> ・都立保健科学大学、都立看護専門学校 (10校) の運営 ・看護婦等養成所運営費補助 67校 ・看護婦等修学資金貸与 3,749人 ②定着対策 <ul style="list-style-type: none"> ・看護婦宿舍施設整備費補助 3所 ・院内保育施設運営費補助 66所 ③再就業対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ナースプラザの運営 (東京都看護協会に委託) <p>▼都立看護専門学校及び学生数の推移 (校, 人)</p> <table border="1" data-bbox="735 1742 1410 1921"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62年度</th> <th>2年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>940</td> <td>930</td> <td>970</td> <td>1,050</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> </tr> </tbody> </table>	区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度	学校数	9	9	9	9	10	10	定員	940	930	970	1,050	1,260	1,260
区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度																	
学校数	9	9	9	9	10	10																	
定員	940	930	970	1,050	1,260	1,260																	

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																																							
(助)東京都医学研究機構運営費補助等 (昭和56年度) 衛生局	6,828 (6,828)	<p>○ 東京都医学研究機構の事業内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究体制 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>研究部門</td><td>162名</td></tr> <tr><td>技術部門</td><td>197名</td></tr> <tr><td>管理部門</td><td>63名</td></tr> <tr><td>計</td><td>422名</td></tr> </table> ・経常研究 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>神経14課題</td><td>67テーマ</td><td>精神12課題</td><td>46テーマ</td></tr> <tr><td>臨床19課題</td><td>55テーマ</td><td></td><td></td></tr> </table> ・プロジェクト研究 ・特別研究 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>アトピー性疾患治療の基礎研究</td></tr> </table> ・普及事業 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>論文発表、学会発表、シンポジウム</td></tr> <tr><td>〈シンポジウム参加者(10年度実績)延 765人〉</td></tr> </table> <p>○ 11年度から、神経科学総合研究所、精神医学総合研究所、臨床医学総合研究所の3財団を統合して東京都医学研究機構となった</p> <p>▼都の補助の状況(10年度実績) (百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収入総額</th> <th>都の補助</th> <th>補助割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床医学研究所</td> <td>2,599</td> <td>2,499</td> <td>96.2%</td> </tr> <tr> <td>神経科学研究所</td> <td>2,543</td> <td>2,515</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>精神医学研究所</td> <td>1,539</td> <td>1,525</td> <td>99.1%</td> </tr> <tr> <td>3所計</td> <td>6,681</td> <td>6,539</td> <td>97.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 補助割合は収入総額に占める都の補助の割合</p>	研究部門	162名	技術部門	197名	管理部門	63名	計	422名	神経14課題	67テーマ	精神12課題	46テーマ	臨床19課題	55テーマ			アトピー性疾患治療の基礎研究	論文発表、学会発表、シンポジウム	〈シンポジウム参加者(10年度実績)延 765人〉	区分	収入総額	都の補助	補助割合	臨床医学研究所	2,599	2,499	96.2%	神経科学研究所	2,543	2,515	98.9%	精神医学研究所	1,539	1,525	99.1%	3所計	6,681	6,539	97.9%
研究部門	162名																																								
技術部門	197名																																								
管理部門	63名																																								
計	422名																																								
神経14課題	67テーマ	精神12課題	46テーマ																																						
臨床19課題	55テーマ																																								
アトピー性疾患治療の基礎研究																																									
論文発表、学会発表、シンポジウム																																									
〈シンポジウム参加者(10年度実績)延 765人〉																																									
区分	収入総額	都の補助	補助割合																																						
臨床医学研究所	2,599	2,499	96.2%																																						
神経科学研究所	2,543	2,515	98.9%																																						
精神医学研究所	1,539	1,525	99.1%																																						
3所計	6,681	6,539	97.9%																																						
重症心身障害児通所委託 (昭和63年度) 衛生局	554 (533)	<p>○ 在宅の重症心身障害児に、通所施設において必要な療育を行うため、民間施設(7所)に委託</p> <p>▼委託実績 (人)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実人員</td> <td>104</td> <td>107</td> <td>106</td> <td>133</td> <td>145</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	実人員	104	107	106	133	145																											
区分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度																																				
実人員	104	107	106	133	145																																				

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等						
衛生研究所の運営 (昭和23年度) 衛生局	1,466 (1,243)	○ 衛生研究所の事業内容等 ・研究体制 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">試験検査研究部門</td> <td>245名</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">管理部門</td> <td>54名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td>299名</td> </tr> </table> ・試験検査 感染症、食中毒などの病原体検出検査 日用品、食品、水、大気などの安全性検査 ・フロン研究 ・研修指導 185人、40コース ・公衆衛生情報の収集、解析、提供	試験検査研究部門	245名	管理部門	54名	計	299名
試験検査研究部門	245名							
管理部門	54名							
計	299名							
療養型病床群転換施設整備補助 及び設備整備補助 (平成10年度) 衛生局	7,900 (620)	○ 介護保険制度の導入に向け、施設サービスとして利用される療養型病床群の整備に対する補助 ①施設整備補助 ・補助対象 療養型病床群へ転換するための改修経費 ・補助基準額 病院 1床当たり 3,540千円 診療所 1床当たり 3,000千円 ・経費分担 国 1/3, 都 1/3, 施設設置者 1/3 ②設備整備補助 ・補助対象 ギャッチベッド、サイドデスク等 ・補助基準額 1床当たり 400千円 ・経費分担 都 1/2, 施設設置者 1/2 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 療養型病床群とは、急性期を過ぎた患者のため、長期の療養にふさわしい環境を備えた一群の病床を指す</p> </div>						

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																								
(財)東京都勤労福祉協会助成 (昭和60年度) 労働経済局	1,921 (1,903)	<p>○ 勤労福祉協会が行う事業及び協会の運営費に対する補助</p> <p>①地域勤労福祉会館の運営 (多摩6、島しょ5、京浜島1) *区へは11所移管済</p> <p>中小企業勤労者の福利厚生活動の支援</p> <p style="text-align: right;"><10年度利用実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会室の貸出 <利用率 30.8%> ・体育館、体育施設の貸出 <利用率 61.8%> ・ボウリング室 (延22レーン) <74.1ゲーム/日> ・プール (屋内1、屋外2) < 261人/日> <p>②ワーカーズ・サポートセンター</p> <p>中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会室等の貸出 <利用率 63.5%> (ホール、会議室、パソコン研修室) ・各種セミナーの開催 (3種8回) <参加者延 4,080人> <p>▼勤労福祉協会一般会計の収支 (10年度実績) (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="710 952 1380 1176"> <thead> <tr> <th colspan="3">収 入</th> <th colspan="3">支 出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入合計</td> <td>2,401</td> <td>100.0%</td> <td>支出合計</td> <td>2,401</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>都補助</td> <td>1,906</td> <td>79.4%</td> <td>事業費</td> <td>2,044</td> <td>85.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>495</td> <td>20.6%</td> <td>管理費</td> <td>357</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table>	収 入			支 出			収入合計	2,401	100.0%	支出合計	2,401	100.0%	都補助	1,906	79.4%	事業費	2,044	85.1%	その他	495	20.6%	管理費	357	14.9%
収 入			支 出																							
収入合計	2,401	100.0%	支出合計	2,401	100.0%																					
都補助	1,906	79.4%	事業費	2,044	85.1%																					
その他	495	20.6%	管理費	357	14.9%																					
商工会等助成 (昭和35年度) 労働経済局	3,676 (3,397)	<p>○ 中小企業の中で特に零細な小規模企業者 (従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下) の経営安定を図るため、地域内企業の経営改善を図る商工会等に経営指導員等を配置する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会等 29商工会、8商工会議所、1商工会連合会 ・経営指導員等配置数 (10年度実績) <ul style="list-style-type: none"> 商工会 163名 商工会議所 336名 商工会連合会 15名 ・指導内容 経営指導、巡回指導、窓口相談 税務記帳指導、金融のあっせん など 																								

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等
(助)東京都高齢者事業振興財団への補助等 (昭和50年度) 労働経済局	1,199 (1,097)	○ 高齢者事業振興財団が行う事業及び財団の運営費に対する補助等 主な事業の内容 <10年度実績> ①シルバー人材センターの支援 シルバー人材センターが行う人材開発、受注拡大等を支援するため技能講習会等を実施する ・人材開発コースの実施 <30コース, 延 600人> ②高年齢者就業センターの管理運営受託 ・企業向け人材開発コースの開発、改善 <6コース> ・企業向け人材開発コースの実施 <25コース, 延 528人> ・就業相談 <延15,641人> ③高年齢者就業相談所の管理運営受託 ・高年齢者就業相談 <延97,382人> ・高年齢者就業講座の実施 <20回, 延 1,346人>
創業支援機能の整備 (平成8年度) 労働経済局	730 (570)	○ 起業家や創業間もない企業を育成し創業活動を活性化するための、低廉な創業スペースの提供、経営・技術面の指導など ○ 臨海副都心のタイム24ビル、東京ファッションタウンビル内において次のような事業を行う <10年度利用実績> ①創業の場の提供 ・インキュベーションルーム (32区画, 3年間賃料 1/2補助) <入居区画32区画> ・スタートアップルーム (26区画, 5年間賃料 1/3補助) <入居区画 5区画> ②共同利用施設、設備等の設置 ・マルチメディア工房 <平均利用率30%> ・クリエイティブサポートセンター <延 7,854件> ・オープンラボ <延 8件> ③アドバイザーによる技術指導

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																					
公共職業訓練 (昭和33年度) 労働経済局	4,783 (2,456)	<p>○ 求職者、在職者に対し、各自の希望・適性・職業経験に応じて、職業技術・技能を習得できるよう、能力開発の場と機会を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術専門学校 16校 ・訓練生定員 25,245人 (外に緊急雇用対策分 600人) <p>○ 技術専門学校における訓練の内容は次のようなものであるが、現在、訓練科目の見直し、産業系科目へのシフトを踏まえた施設の統合等を行っている</p> <ol style="list-style-type: none"> ①一般訓練 (メカトロニクス系、エレクトロニクス系、事務系など) ②高齢者訓練 ③その他 																					
中小企業制度融資 (昭和27年度) 労働経済局	304,383 (45,762)	<p>○ 一般に市中金融機関からの融資を受けにくい中小企業に対し、その資金確保の円滑化を図るため、東京信用保証協会及び市中金融機関と協調して融資を行う</p> <p>都は資金を金融機関に預託し、金融機関は都の定める融資条件の範囲内で東京信用保証協会の保証を受けて融資を行う</p> <p>▼融資目標額(予算ベース) (億円)</p> <table border="1" data-bbox="742 1209 1388 1892"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>11年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策的資金融資</td> <td>4,655</td> <td>4,375</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・福祉・資源リサイクル等対応 ・製品・事業開発等支援 ・創業支援 ・経営安定支援 など </td> <td>100 1,000 260 3,295</td> <td>100 1,000 230 3,045</td> </tr> <tr> <td>一般的資金融資</td> <td>4,930</td> <td>5,420</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・協同組合等事業資金 ・中小企業向長期資金 ・中小企業向短期資金 </td> <td>60 2,960 1,910</td> <td>60 3,080 2,280</td> </tr> <tr> <td>一般保証付融資</td> <td>3,515</td> <td>3,205</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,100</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	11年度	10年度	政策的資金融資	4,655	4,375	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・福祉・資源リサイクル等対応 ・製品・事業開発等支援 ・創業支援 ・経営安定支援 など 	100 1,000 260 3,295	100 1,000 230 3,045	一般的資金融資	4,930	5,420	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合等事業資金 ・中小企業向長期資金 ・中小企業向短期資金 	60 2,960 1,910	60 3,080 2,280	一般保証付融資	3,515	3,205	合 計	13,100	13,000
区 分	11年度	10年度																					
政策的資金融資	4,655	4,375																					
<ul style="list-style-type: none"> ・環境・福祉・資源リサイクル等対応 ・製品・事業開発等支援 ・創業支援 ・経営安定支援 など 	100 1,000 260 3,295	100 1,000 230 3,045																					
一般的資金融資	4,930	5,420																					
<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合等事業資金 ・中小企業向長期資金 ・中小企業向短期資金 	60 2,960 1,910	60 3,080 2,280																					
一般保証付融資	3,515	3,205																					
合 計	13,100	13,000																					

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等																																																
公営住宅の建設等 (昭和26年度)	78,529 (4,026)	<p>○ 公営住宅法に基づく公営(都営)住宅の建設・建替及び従来型の建替を補完するスーパーリフォームを行う</p> <p>○ 他の道府県では、公営住宅の65%を市町村が供給しているのに対し、都では95%が都営住宅である</p> <p>○ 都による新規供給は、高齢者向け住宅等都の施策と連動したものに特化し、地域特性を生かした区市町村による供給を支援している</p> <p>▼都営住宅建設等の実績(着工ベース) (戸)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>62年度</th> <th>2年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規建設</td> <td>1,392</td> <td>710</td> <td>1,542</td> <td>1,528</td> <td>1,622</td> <td>725</td> </tr> <tr> <td>建替</td> <td>3,603</td> <td>3,813</td> <td>3,619</td> <td>4,162</td> <td>3,651</td> <td>3,495</td> </tr> <tr> <td>スーパーリフォーム</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,995</td> <td>4,523</td> <td>5,161</td> <td>5,690</td> <td>5,273</td> <td>5,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>* スーパーリフォームは10年度より実施</p>	区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度	新規建設	1,392	710	1,542	1,528	1,622	725	建替	3,603	3,813	3,619	4,162	3,651	3,495	スーパーリフォーム	-	-	-	-	-	1,080	計	4,995	4,523	5,161	5,690	5,273	5,300													
区分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度																																												
新規建設	1,392	710	1,542	1,528	1,622	725																																												
建替	3,603	3,813	3,619	4,162	3,651	3,495																																												
スーパーリフォーム	-	-	-	-	-	1,080																																												
計	4,995	4,523	5,161	5,690	5,273	5,300																																												
都営住宅等の管理 (昭和26年度)	36,383 (5,416)	<p>○ 都営住宅等の維持管理業務のうち、東京都住宅供給公社に委託して実施するもの及び特別営繕</p> <p>・委託内容 ①窓口業務等(各種届け出の受理、緊急小口修繕の受付その他居住者サービス) ②住宅の計画修繕等</p> <p>・特別営繕 高齢者対応の住宅改善、既設中層住宅へのエレベータ設置</p> <p>○ 都営住宅等の管理は、居住者の住宅使用料や国庫補助金を主な財源としている</p> <p>▼都営住宅等の管理戸数の推移 (千戸)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昭30</th> <th>昭35</th> <th>昭40</th> <th>昭45</th> <th>昭50</th> <th>昭55</th> <th>昭60</th> <th>平2</th> <th>平10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理戸数</td> <td>45</td> <td>80</td> <td>120</td> <td>170</td> <td>215</td> <td>233</td> <td>239</td> <td>247</td> <td>263</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 都営住宅のほか、福祉住宅や都が供給する都民住宅等を含む</p> <p>▼都営住宅の使用料減免状況 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免額</td> <td>7,482</td> <td>8,364</td> <td>9,205</td> <td>10,450</td> <td>11,717</td> <td>12,151</td> </tr> <tr> <td>うち免除額</td> <td>6,172</td> <td>7,031</td> <td>7,971</td> <td>8,989</td> <td>10,024</td> <td>10,661</td> </tr> <tr> <td>減免件数の割合</td> <td>11.3%</td> <td>12.6%</td> <td>15.0%</td> <td>17.0%</td> <td>18.8%</td> <td>20.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 減免件数の割合=減免件数/減免件数を含む全件数</p>	区分	昭30	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平10	管理戸数	45	80	120	170	215	233	239	247	263	区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	減免額	7,482	8,364	9,205	10,450	11,717	12,151	うち免除額	6,172	7,031	7,971	8,989	10,024	10,661	減免件数の割合	11.3%	12.6%	15.0%	17.0%	18.8%	20.7%
区分	昭30	昭35	昭40	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平10																																									
管理戸数	45	80	120	170	215	233	239	247	263																																									
区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度																																												
減免額	7,482	8,364	9,205	10,450	11,717	12,151																																												
うち免除額	6,172	7,031	7,971	8,989	10,024	10,661																																												
減免件数の割合	11.3%	12.6%	15.0%	17.0%	18.8%	20.7%																																												

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等								
公社施行型都民住宅供給助成 (平成元年度) 住宅局	20,687 (5,164)	<p>○ 東京都住宅供給公社が建設する都民住宅に対する助成11年度経費の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居済の住宅に対する家賃補助 ・建設中の住宅に対する建設費補助等 <p>○ 公社による新規の建設は停止</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 都民住宅とは、民間賃貸住宅の家賃が大幅に上昇した時代状況のもとで創設された、中堅所得層のファミリー世帯向け公的住宅で、適正な家賃負担での居住が可能となるよう、建設費及び家賃の補助を国と都で行うものである</p> </div>								
民間活用型都民住宅供給助成 (平成2年度) 住宅局	21,359 (12,301)	<p>○ 都民住宅のうち、民間活用型（民間事業者が建設し、知事の指定を受けた法人等が管理するもの）の供給に関する補助補助の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費 共同施設整備費（国 1/3, 都 1/3, 施行者 1/3） ・家賃 契約家賃と入居者家賃との差（国 1/2, 都 1/2） <p>▼都民住宅供給実績（10年度末現在管理戸数）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・都が供給したもの</td> <td style="text-align: right;">3,159戸</td> </tr> <tr> <td>・住宅供給公社が供給したもの</td> <td style="text-align: right;">4,878戸</td> </tr> <tr> <td>・民間事業者が供給したもの</td> <td style="text-align: right;">15,456戸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">23,493戸</td> </tr> </table>	・都が供給したもの	3,159戸	・住宅供給公社が供給したもの	4,878戸	・民間事業者が供給したもの	15,456戸	計	23,493戸
・都が供給したもの	3,159戸									
・住宅供給公社が供給したもの	4,878戸									
・民間事業者が供給したもの	15,456戸									
計	23,493戸									
東京都住宅供給公社に対する貸付及び補助 (昭和41年度) 住宅局	19,901 (3,750)	<p>○ 公社固有の事業である一般賃貸住宅の供給等に対する貸付及び補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金 建設及び建替に際して公社が発行した社債の償還資金を貸し付けるものなど ・補助金 社債の利子分など <p>▼公社一般賃貸住宅の戸数（10年度末現在） 62,322戸</p>								

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																				
多摩ニュータウンにおける住宅建設に伴う小中学校建設費補助 (昭和51年度) 多摩都市整備本部	5,308 (5,261)	○ 地元市の小学校、中学校の建設に係る起債の償還経費(用地費を含む)は、これまでその全額を都が負担してきたが、11年度からは一部を市の負担とすることとした ▼学校建設と都の補助の状況 <table border="1" data-bbox="746 555 1380 808"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>八王子市</th> <th>多摩市</th> <th>稲城市</th> <th>3市計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既開校数</td> <td>21校</td> <td>29校</td> <td>6校</td> <td>56校</td> </tr> <tr> <td>今後予定数</td> <td>3校</td> <td>0校</td> <td>2校</td> <td>5校</td> </tr> <tr> <td>既補助額</td> <td>194億円</td> <td>269億円</td> <td>18億円</td> <td>481億円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	八王子市	多摩市	稲城市	3市計	既開校数	21校	29校	6校	56校	今後予定数	3校	0校	2校	5校	既補助額	194億円	269億円	18億円	481億円
区分	八王子市	多摩市	稲城市	3市計																		
既開校数	21校	29校	6校	56校																		
今後予定数	3校	0校	2校	5校																		
既補助額	194億円	269億円	18億円	481億円																		
新都市開発関連街路整備 (昭和41年度) 多摩都市整備本部	4,070 (2,012)	○ 多摩ニュータウン区域内を中心とした都市計画街路の整備を行う ・整備路線 13路線 ・合計延長 52.6km (うち完成延長 29.3km)																				
調布基地跡地整備 (昭和47年度) 多摩都市整備本部ほか	5,669 (5,203)	○ 昭和47～49年に返還された調布基地跡地について、地元3市(調布、府中、三鷹)との協議も踏まえ、街路等のインフラ施設や社会福祉施設など、総合的な整備を行う <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考】東京スタジアムの整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行主体 (株)東京スタジアム ・全体事業費 約300億円 ・2001年春開業予定 ・5万人収容 ・サッカー、アメリカンフットボール、ラグビー、陸上競技などに対応 </div>																				

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等
廃棄物処理施設整備費補助 (昭和32年度) 清掃局	763 (763)	○ 市町村の行う廃棄物処理施設整備に対する補助 ・補助対象 ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び廃棄物再生利用施設 など ・補助割合 都の補助基本額から、国庫補助金等を控除した額の 1/2
産業廃棄物処理施設整備 (平成7年度) 清掃局	1,280 (1,280)	○ 中小企業の産業廃棄物を中間処理し、新海面処分場の負荷を軽減するため、城南島の都有地に中間処理・リサイクル施設を整備する
清掃工場の建設整備 (昭和31年度) 清掃局	38,058 (11,003)	○ 清掃工場の新設、建替、プラント更新及びダイオキシン類の削減対策等を行う 主な事業(11年度予算) ・新 設 渋谷地区(仮称)、中央地区(仮称) ・建 替 世田谷 ・プラント更新 多摩川、板橋、足立 ・ダイオキシン類削減対策 排ガス処理設備改造工事 杉並、大田第一、大田第二 燃焼改善工事 光が丘、目黒 ○ 本事業は12年度から特別区に移管する

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 うち (一般財源)	事業の概要・現況等
都立高等学校の管理運営 (昭和45年度)	34,204 (16,709)	<p>○ 都立高等学校の管理運営(教職員給与費を除く)経費規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日制高校 207校 1分校, 生徒数 149,860人 ・定時制高校 98校 2分校, 生徒数 21,810人 ・通信制高校 2校 1分校, 生徒数 2,040人 <p>○ 管理運営に当たっては「運営費標準」により公費で負担すべきものの基準を明確にし、教育の機会均等、教育水準の維持向上を図る また情報化、国際化時代に対応する教育を進める</p>

▼管理運営費の実績

区 分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度
管理運営費(百万円)	29,203	30,433	34,296	34,289	39,480	33,202
生徒数(人)	246,450	240,286	198,703	182,791	166,615	157,386
生徒1人当(千円)	118	127	173	188	237	211

教育庁

都立学校校舎等の改築・改修 (昭和48年度)	26,008 (8,824)	<p>○ 高校、高専及び盲ろう養護学校の校舎、体育施設等について、危険防止等必要な改築等を計画的に実施する</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽校舎の改築 ・校舎等の大規模改修等 ・震災対策 ・新しいタイプの高等学校の設置 <p>総合学科高校 普通教育と専門教育を総合的に行う 単位制高校 科目選択や履修の柔軟性を高める 科学技術高校 技術革新に対応できる人材を育てる チャレンジスクール 昼間定時制高校</p>														
		▼校舎改築等の実績 (百万円)														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>62年度</th> <th>2年度</th> <th>4年度</th> <th>6年度</th> <th>8年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改築等</td> <td>13,260</td> <td>31,880</td> <td>43,742</td> <td>43,596</td> <td>35,349</td> <td>22,752</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度	改築等	13,260	31,880	43,742	43,596	35,349	22,752
区 分	62年度	2年度	4年度	6年度	8年度	10年度										
改築等	13,260	31,880	43,742	43,596	35,349	22,752										
教育庁																

(単位：百万円)

事業名 (事業開始年度)	11年度歳出額 (うち 一般財源)	事業の概要・現況等																																																									
(財)東京都生涯学習文化財団に対する委託及び助成 (昭和55年度)	1,672 (1,636)	<p>○ 財団の自主事業に対する事業の委託及び助成 財団の自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査 都等の事業施行に伴って、文化財保護法の規定等により必要となる埋蔵文化財調査を受託する ・都民カレッジ 都民を対象に大学院レベルの講座等を実施 ・音楽振興事業 など <p>▼主な財団自主事業の実績 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="587 741 1385 1207"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">埋蔵文化財調査事業</td> <td>収入合計</td> <td>5,027</td> <td>4,913</td> <td>5,240</td> <td>4,808</td> <td>5,292</td> </tr> <tr> <td> \rightarrow都委託</td> <td>2,669</td> <td>2,469</td> <td>2,595</td> <td>2,164</td> <td>3,056</td> </tr> <tr> <td> \rightarrow都補助</td> <td>196</td> <td>199</td> <td>203</td> <td>203</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都民カレッジ</td> <td>講座数</td> <td>289</td> <td>307</td> <td>309</td> <td>314</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>受講生・人</td> <td>11,645</td> <td>12,940</td> <td>13,240</td> <td>12,696</td> <td>12,253</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>361</td> <td>361</td> <td>529</td> <td>457</td> <td>451</td> </tr> <tr> <td> \rightarrow都補助</td> <td>238</td> <td>228</td> <td>379</td> <td>297</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>補助割合</td> <td>66.0%</td> <td>63.2%</td> <td>71.6%</td> <td>65.0%</td> <td>64.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 都民カレッジは10年度まで(財)都民カレッジが実施</p> <p>教育庁ほか</p>	区分		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	埋蔵文化財調査事業	収入合計	5,027	4,913	5,240	4,808	5,292	\rightarrow 都委託	2,669	2,469	2,595	2,164	3,056	\rightarrow 都補助	196	199	203	203	202	都民カレッジ	講座数	289	307	309	314	342	受講生・人	11,645	12,940	13,240	12,696	12,253	収入合計	361	361	529	457	451	\rightarrow 都補助	238	228	379	297	291	補助割合	66.0%	63.2%	71.6%	65.0%	64.5%
区分		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度																																																					
埋蔵文化財調査事業	収入合計	5,027	4,913	5,240	4,808	5,292																																																					
	\rightarrow 都委託	2,669	2,469	2,595	2,164	3,056																																																					
	\rightarrow 都補助	196	199	203	203	202																																																					
都民カレッジ	講座数	289	307	309	314	342																																																					
	受講生・人	11,645	12,940	13,240	12,696	12,253																																																					
	収入合計	361	361	529	457	451																																																					
	\rightarrow 都補助	238	228	379	297	291																																																					
	補助割合	66.0%	63.2%	71.6%	65.0%	64.5%																																																					
東京都交響楽団運営費補助 (昭和39年度)	1,429 (1,429)	<p>▼東京都交響楽団の10年度実績等</p> <table border="1" data-bbox="708 1458 1385 1890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>東京都交響楽団</th> <th>大阪フィルハーモニー管弦楽団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽団員数</td> <td>4管編成 103人</td> <td>4管編成 90人</td> </tr> <tr> <td>演奏会実績</td> <td>132回 { 自主公演 38回 依頼公演 29回 音楽教室 65回</td> <td>108回 { 自主公演 53回 依頼公演 55回</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>1,815百万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> \rightarrow補助金</td> <td>1,341百万円</td> <td>99百万円</td> </tr> <tr> <td>補助割合</td> <td>73.9%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>教育庁</p>	区分	東京都交響楽団	大阪フィルハーモニー管弦楽団	楽団員数	4管編成 103人	4管編成 90人	演奏会実績	132回 { 自主公演 38回 依頼公演 29回 音楽教室 65回	108回 { 自主公演 53回 依頼公演 55回	収入合計	1,815百万円	-	\rightarrow 補助金	1,341百万円	99百万円	補助割合	73.9%	-																																							
区分	東京都交響楽団	大阪フィルハーモニー管弦楽団																																																									
楽団員数	4管編成 103人	4管編成 90人																																																									
演奏会実績	132回 { 自主公演 38回 依頼公演 29回 音楽教室 65回	108回 { 自主公演 53回 依頼公演 55回																																																									
収入合計	1,815百万円	-																																																									
\rightarrow 補助金	1,341百万円	99百万円																																																									
補助割合	73.9%	-																																																									





R70

古紙配合率70%再生紙を使用しています。